

第六十八回 参議院 商工委員会 會議録 第十五号

昭和四十七年五月三十日(火曜日) 午前十時三十分開会

委員の異動

五月二十五日 補欠選任 小野 明君

出席者は左のとおり。

委員長 大森 久司君

理事 川上 為治君 剣木 亨弘君 竹田 現照君 藤井 恒男君 赤間 文三君 植木 光教君 小笠 公韶君 大谷藤之助君 矢野 登君 山本敬三郎君 阿貝根 登君 小野 明君 大矢 正君 林 虎雄君 中尾 辰義君 原田 立君 柴田利右門君 須藤 五郎君 田中 角榮君

政府委員 通商産業政務次官 通商産業大臣官 通商産業大臣官 房参事官

林田悠紀夫君 増田 実君

通商産業省 織維 雑貨局長 佐々木 敏君

常任委員会専門 員 菊地 拓君

労働省 職業安定 局業務指導課長 加藤 孝君

本日の會議に付した案件

○特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。去る二十五日、辻一彦君が委員を辞任され、その補欠として小野明君が選任されました。

○委員長(大森久司君) 特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記を起していただきます。

○中尾辰義君 最初にお伺いしますが、今度の法案は、四十二年から始まりましたこの特定織維工業の構造改善、これまで五カ年間の目標でやっていたわけでございますけれども、あまり成績が芳しくないもので二年延ばしてくれと、こういうような趣旨でありますけれども、まず、過去五カ年間に於ける構造改善の実績というものを、最初に私はお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐々木敏君) 構造改善の対象業種は、申し上げるまでもなく、紡織と織布とメリヤ

スと染色であります。そのうち紡織と織布につきましては、四十六年度までの構造改善の進捗を申し上げます。

まず紡織であります。構造改善の二本柱であります。過剰設備の処理につきましては、昭和四十三年度に百二十二万錠を設備処理いたしました。ほぼ目的を達成しております。

次に、設備の近代化でありますけれども、これにつきましては、近代化設備の実施率は四十六年度までにおきまして、約全体の七〇%程度にすぎません。近代化が実施された次第であります。しかしながら、設備近代化の実質的な効果を示しております。

まず生産能率一コリ当たり何人という生産の能率につきましては、当初の目標は、四十六年度におきましてコリ当たり二・七人という目標でございましたけれども、四十五年度までにおきまして三・五人、四十六年度、まだ明確な実績が出ておりませんけれども、三・一人という程度でありまして、相当進捗率はおくれているわけでございます。

なお、生産経営規模のグループ化につきましては、現在三十五企業が参加いたしました。九グループに結成されておる次第でございます。

次に、織布業の進捗状況を申し上げますと、当初の全体計画の織機のビルドは十八万一千台ばかりでありまして、それが四十六年度までの累積の実績はほぼ八万台でございます。したがって、進捗率は二七%という非常に低い数字であります。

これは台数でありまして、能力ベースに換算いたしますと、当初の計画は二十七億九千万平方メートルに相当する台数のビルドを予定したわけでございますけれども、一台当たり能力は非常に大きくなっておりまして、四十六年度までの実績では十四億平方メートル、したがって、五〇%強の進捗率でございます。なお、金額的に申し上げますと、当初計画は千二百

八十七億円の投資額で目標を組んでおった次第であります。四十六年度までの実績は八百九十六億、したがって、七〇%程度の進捗率でございます。

○中尾辰義君 いま実績をお伺いしたわけでありませうけれども、非常に最初の意気込みと比べまして、緊急政策として五カ年でやらなきゃならないということであつたのですけれども、結果はいま私がお伺いしたように、どうもあまり芳しくないということですが、問題は、これはうまくいかなかったというところはどこにあるのですか。

その前にもう一つお伺いしたいのは、いまのは総合的な進捗状況を発表してもらったわけですが、けれども、あなたの方の資料をちよつと私見しておりますけれども、特に、産地別に見て非常に悪いところでは進捗率が二〇%だとか、あるいはひどいのは一五、六%、何をやっておつたのだと、この数字だけ見ればそういう感じもするわけですが、その産地別に見て、特に悪いような点はどういう事情があつたのでしょうか。その二つだけお聞きしておきたい。

○政府委員(佐々木敏君) 紡織業、織布業、いずれも先生御指摘のように、進捗率は芳しくなかったものであります。まず、この一般的原因といたしましては、一つには、計画をつくりました昭和四十二年当時比べまして、予想外の大きな内外の経済環境の変化があつたのであります。もちろん、あらゆる点を想定いたしました計画はつくつたのでありますけれども、やはり大幅な国際情勢、国内情勢の変化があつたという点であります。特に、四十二年以降の不況におきまして、業界では投資意欲が非常に減退したということが大きな原因の一つにあげられるであろうと、かように考える次第であります。

それともう一つは、この構造改善期間中におき

まして、紡織も織機もいずれも高性能設備が開発され始めた時期でありまして、したがって、こういつた新しい設備の開発が終了するまで企業としては新しい投資を差し控えたというような事情があったかと存する次第でございます。

それともう一つ、織布業につきましては、産地によって構造改善の進捗が非常に違ふ、非常に進捗率の低い産地があるという御指摘でございます。私も幾つかの産地を調べてみますと、先ほど申し上げましたように、設備ビルドでは大体全産地の平均は七〇%でありまして、たとえば新潟産地につきましては、綿、スフ、絹、人絹ともにほぼ一〇〇%達成しておるわけであります。非常に構造改善が進捗した地域もございまして、しかしながら、逆に青梅とか米沢とかいう産地につきましては、青梅は一二%、米沢は二一%というように非常に低い産地であります。これにつきましては、一つには産地によりまして構造改善を開始いたしました時期が、四十二年ではなく四十四年から始めたというような産地もございまして、また、青梅産地のように計画策定後におきまして市街地化の急激な進行等がございまして、転産業者がふえて構造改善意欲が非常に薄れたというような事情もあろうかと存する次第であります。

○中尾辰義君 それで、今度は二年延長されるわけですがね、二年間延長したら構造改善の計画目標を達成できると、こういう自信のもとに法案を提出なさったと私は思うんですが、その辺のところはですね、どうも私はいまの五カ年間の過去の成績を見て、織布の場合は過剰設備の処理が二七%、設備近代化七一%、こういったような数字を見て、あと二年延長したらこの目標を達成できるんだらうか、いろんな疑問を抱かざるを得ないですがね。それとまた、二年というふうにしたのはどういふわけなのかですな。二年済んだら、また残念ながら七五%くらいしか達成できなかったら、あとまた二年と、こういうふうなふうにならうような気配も私もありますが、その辺はいかがで

すか。あとでこれは大臣にも答えてもらいたい。○政府委員(佐々木敏君) 私ども、昨年開催されました産業構造審議会、あるいは繊維工業審議会におきまして御審議をいただきました。今後の繊維産業の構造改善は紡績織布におきまして、もう二年延長すれば構造改善を達成できるという御答申に基づきまして、二年延長を考へておる次第でございます。二年たてば構造改善ができるかという御指摘につきましては、私も先ほど申し上げました設備の高性能の近代的新鋭紡機、織機の導入が昨年あたりから出そろいましたから、したがって、そういった近代化、合理化のための企業の投資意欲が非常に高まってきておるのであります。また、織布業につきましては、四十四年から開始をいたしました産地につきましては、これまでも二年間でございまして、これから進捗率は低かったのでありますけれども、もう二年やれば構造改善は軌道に乗るであろうと考へた次第でございます。しかしながら、それ以上に、私も日米繊維協定に関連いたしまして、昨年来、自主規制対策、あるいは今回の政府間協定に基づく救済対策によりまして、大幅な設備の買い上げを実施しておる次第であります。したがって、この設備の買い上げが本年度、来年度にかけまして完了するわけであります。この設備買い上げと並行的に特種法の構造改善を実施するならば、二年間で量的な構造改善事業というものは完了すると、かように考へておる次第であります。

○国務大臣(田中角栄君) いま局長述べましたとおり、審議会から、二年間延長して、この間に構造改善を完成するべきであると、こういう御答申をいただいておりますので、もう二年間延長しようというのでございまして、もう一つは、国際的な状態から見ても、繊維企業というものはなかなかいへんな時代を迎えつつございまして、そういう意味で、いま、機業地にはそれなりの理由もありませんし、また、当初企図した期間内に構造改善事業が行なえなかつた理由は、るる申し述べておるような面もございまして、しかし、やっ

ぱりこれは一日も早く構造改善事業を完成をして国際経済の波瀾にも耐えなければなりませんし、また、繊維企業が新しい国際的な情勢に対応できるような体質がでなければならぬわけでありまして、この二年間でできなかったらまた延ばすのかということではなく、二年間で完成をするために通産省は全力を傾けるということでございます。御理解を賜わりたい、こう思っています。

○中尾辰義君 それじゃ、二年間で何とかやりたいというお考えのようですね、過去五カ年間やつた計画と、さらに今後また二年間延ばしてこれからやろうという計画、この計画の中には多少前進した点があるのかですな。構造改善の三つの柱、これは過剰設備の処理と設備の近代化、企業の集約化と、こうなっておりますけれども、その辺はどうなのか。どうもあなたの方のお話を聞きますと、過剰設備の買い上げ、あるいは設備の近代化、こういうようなことは声を大にしてよくおっしゃるんですけども、古いやつを買い上げて新しいやつを入れると、それだけでは構造改善の当初の趣旨に合致しないんじゃないか。そういうようなことを考へてみますと、五カ年間の失敗に伴って、その失敗そのものが国際情勢等いろいろ問題があつてうまくいかなかった、こういうこともありましようけれども、私はそれだけではないような気もするわけですがね、その辺はいかがですか。

○政府委員(佐々木敏君) 今後、延長の二年間におきましても、構造改善の柱は先生おっしゃいましたように、三本の柱でありまして、過剰設備の処理、設備の近代化、生産規模の適正化、三本の柱を従来どおり踏襲することはもちろんであります。しかしながら、新しい繊維産業の置かれた環境の変化がございまして、おのずから三本柱のやり方のきめこまかい方法は変わってくるわけでありまして、特に、私も過剰設備の処理につきましては、別途救済対策のほうで大幅な処理をいたすわけであります。したがって、むしろ設備の近代化、生産規模の適正化に中心を置きまし

て特種法の運用を実施してまいりたい、かように考へております。さらに今後における繊維産業の方向は高級化、ファッション化、あるいは多様化という方向にいくべきでございまして、それにつきまして、今回の法律の大きな部分といたしまして、事業協会内部に振興基金を設けまして、そういった繊維産業の質的向上をはかることを大きな眼目として考へておる次第であります。したがって、先生御指摘のように、従来の三本柱を踏襲するわけでありまして、おのずから新しい繊維産業の方向に重点を置いた構造改善にならうと考へた次第であります。

○中尾辰義君 私がお伺いしたいのは、過剰設備の買い上げ、設備の近代化、こういうものは大体金で片づく問題でありますから、金さえ出せばそれは金額にもよりますが、金の問題である程度解決をする。ところが、この繊維工業の具体的な内容については、以下に指摘する点を重視しつつ従来の経験を踏まえてこれを強力に実施する必要がある。と、一番目は「企業の集約化、設備の近代化」、二番目が「過剰設備の処理、転産業の円滑化」、それから「自主的生産取引体制の確立」というふうに書いてある。それで、私はむしろこの三番目の「取引構造の改善、自主的生産取引体制の確立」、この辺のところを過去の、先ほどあなたが発表なさつた五カ年間の実績を見ましても、あまりうまくないですね。しかも、構造改善の当初の目的というのは、産地企業があるいは大企業原系メーカー、あるいは商社、その中間に立って、そして安い賃金でうまい汁は、こういう表現はよくないかも知れませんが、大企業に吸われていって、産地の企業が非常に低賃金に甘んじて生活がうまくない、そういうふうなことで、この産地中小企業の自主的生産取引体制を整えるということが、これはもう構造改善の大きな柱ではなかつたかと、こう思うんですがね。ですから、この点をこれはもうあなた方は

たすわけでありまして、また、当初企図した期間内に構造改善事業が行なえなかつた理由は、るる申し述べておるような面もございまして、しかし、やっ

ぱりこれは一日も早く構造改善事業を完成をして国際経済の波瀾にも耐えなければなりませんし、また、繊維企業が新しい国際的な情勢に対応できるような体質がでなければならぬわけでありまして、この二年間でできなかったらまた延ばすのかということではなく、二年間で完成をするために通産省は全力を傾けるということでございます。御理解を賜わりたい、こう思っています。

ほんとうに力を入れてやらなければ、幾ら設備の改善、新しいのを入れたからそれで構造改善というわけにはまいらない。いつまでたっても大企業の低賃金で下請をやるだけのことで、いわば夜中の一時、二時ごろまでガチャガチャ機を織って苦しい生活していかねばならぬと、そういうこととなるんでしよう、大臣。その辺のところを今後二カ年間で——あなた方も御存じでしょうと思えます。ですから、そういう点今後どうおやりになるのかお伺いしたい。

○国務大臣(田中角栄君) コストの引き下げ、国際競争力を培養するという面からだけの構造改善だけではなく、御承知のとおり、これからは量から質へという輸出の問題、その他もだんだんと内容を変わってきております。いままではいい品物を安くということでありましたが、このごろはいい品物を適正な価格で、場合によれば輸出価格を引き上げなければならないという状態でもありま

す。まあ自主規制をするとかいろいろの面でもありま

す。まあ自主規制をするとかいろいろの面でもありま

す。まあ自主規制をするとかいろいろの面でもありま

す。まあ自主規制をするとかいろいろの面でもありま

す。まあ自主規制をするとかいろいろの面でもありま

百八十円だというような値段でもって円が切り上げられるような状態で下請がたたかかれておるとい

うことでは、これはなかなか構造改善をやるに

もたいへんだと思えます。

○政府委員(佐々木敏君) ただいま申し上げましたように、おおむね織布の分野につきましては、

それぞれ独立した産地主義をとるか、あるいは原

糸メーカー等の系列下に入るかという分野に分か

ばならないのか。あるいは自主生産体制を整えるのが何割と、あと系列下におけるのが四割でもやむを得ないと、そういうように私はなるように思いますがね。それで、この三本目の柱の企業の集約化の二年間の、いわゆる目標というものはどこに置いてあるのですか。

○政府委員(佐々木敏君) 織物業の構造改善の企業の集約化につきましては、いろいろな形でそれぞれの機屋がグループ化するということを目標に実施しております。当初は、一つのグループの平均台数が五十六台とすることを目標にしておりましたが、四十六年度末までにおきましては、まだグループ化したしましてグループの平均台数が四十台程度でございます。なお中小機屋のグループによる集約化ということを進めたいと、かように考えておる次第であります。

○中尾辰義君 私、このグループの五十六台、これを目標に全部グループにはいれ、こういうことになるとは、どうも答弁がはつきりしません。私が聞いておるのは、あなたがさつき答弁なさったように、産地の自主体制の確立ということと考えると、いつまでも原系メーカーの系列下にあつたのでは、低賃金で押しつけられるようなこともあるので、この点は何とか改善しなければならぬ。ところが、あなたの答弁は、しかし、いろいろな問題も含まれておると、繊維工業には、ですから、そういう大企業の系列下にあるのの一部はやむを得ないと、そういうようなことをおっしゃったわけですか。そこで、それならばこの三本目の柱の企業の集約化ですか、企業規模の適正化といえますか、この目標というものはどこに置かれるのかということですか。大企業の系列下におくのもやむを得ない、そういうものはどの程度で、ほんとうに生産から販売まで一貫して現地中小企業がそういうような体制を整えていかなきゃならぬ、それは大体何%ぐらいを目標にしておるとか、そういうような目標がなければならぬと私は思うんだ。私になぜこういう質問をし

ているかという、新聞等にもいろいろ報じられておりますけれども、たとえば構造改善資金というものを、資金を、これは商工中金を通じて金を借りる。そんな場合でも、どうしても大企業が保証人というようなことになってくる。そして、その系列下のものが幾ら幾ら、あと、ほんとうの自主体制で地元の人の保証人というふうなものも幾らもない、こういうふうなこともこういうふうに書いてある。私、参考資料読んでみますけれども、これは福井県の場合ですね。わかりやすく読みますよ。この「構造改善の資金は、政府関係のものも商工中金を通じて融資という形で流されたから、金融機関の側は債権保全のための安全弁として系列の原系メーカーの保証を求めた。こうして、最初は産地中小企業の自立をめざして出発したはずの計画は、結果としては原系メーカーへの従属を深める仕掛けになってしまった。福井の構造改善組合が四十六年度第一次までに受け取った百五十七億七千五百八十八万円の資金のうち、四一%にあたる六十四億五千八百六十六万円が東レの系列に、一五%の二十四億百十五万円が帯人系列にというふうな配分は、原系メーカー系列以外の機屋にまわつたのは、一全体のわずかな〇〇程度十六億三千万円である、こういうふうなものなんです。こういうふうな記事が出ています。そうしますと、やっぱりこういうふうなことが出れば、どうしても大きな企業に牛耳られてしまつて、そういうことでほんとうに構造改善をやつて、産地の自主体制を整えるには、こういう大企業原系メーカーからくされ縁を切つて、そしてほんとうに技術からデザインから注文から、どういふ需要に応じて、どういふような流通機構で販売をするか、そこまでいかなければならないと、ほんとうのこれは構造改善にならないと、たまたま機械を古いのをかえて新しいのにした、それだけでは構造改善の当初の目的は達成できぬのではなからぬ、こういうふうな批判もあるんで、それで私は聞いておるんです。こういう点いかがでしょうか。これは大臣の答弁を。

○国務大臣(田中角栄君) 中尾さんの言われるのもわかりますけれども、なかなか機というものは、産地別にいう企業の状態も非常にむずかしい複雑な状態になっているのです。ですから、独立するもの、各産地別に協業化をやつていくもの、それから系列で整備をしていくもの、これはまあおおよそこれから勉強していかなければなりません。通産省それくらい目標をつけてやるのが望ましいことであるが、なかなか簡単に、二年たつてこうなりますというのを言えるような状態でもないのがございます。ですから、先ほど申し上げましたように、様態はそうであっても、やはり大企業の系列の中にあつて、今度構造改善をやる過程においてやれば、国際流動に耐えられるような状態にしなければならぬ。これは制度そのものやいろいろのを考えなければならぬと、こう申し上げているわけでありませぬ。だから、大企業がちよつと締める、そのまま倒れしに耐え得るような制度というふうなものもあわせて考えていく、こういうことであります。

機業種別、県別、また機の内容、種類別にいろいろ問題が存在いたします。ですから、機械の性能をあげる、コストを引き下げるといふことだけでは済まない問題があります。いまあなたが述べられたように、理想的なものであります。どうもそこまでの写真像を全部いえずに、どういふ方向で努力いたしますか、ということ、その実態を把握申し上げ、御了解を得たい、こう思っています。

○中尾辰義君 大臣のおっしゃるとおりです。だから、私がそういうむずかしいことが二年でできるのかどうかと聞いておるのです。できますと言っているでしょう。だから、二年を目標に最大の努力をする、私はこういう意味にとっているわけです。別にこれは取り上げて追及しようとも思っておりませんが、ただ、ああいうジャーナリストの批判、あるいはいろいろのものを見てみると、結局いままやうな自主体制確立というものは、これはやろうと思えばそれはできぬことでもないでしょうけれども、非常に困難である。そういうふうな、生産から販売まで一貫した体制を整える、それには相当の金が要る、設備が要る、技術が要る、人が要る。そうして、その借りた金を今度は返すのに首が回らぬようになってくる。だから、あまり手がつけれない。それで、それで、それで、大企業原系メーカーの過剰生産の糸を機屋に回して、とことと低賃金でやらされておる。それで、機屋は借金をかかえてふうふういっている。そこに膨大な国家資金をつぎ込んでおる、まあこういうふうな、こうなると言わなくても、できるだけ構造改善したい、こういうふうな私は考えますけれども、ですから、そういうふうな批判ですね、いまちよつと私は読んでみますが、構造改善に対する批判、構造改善は「産地中小企業の体質改善を名目として、膨大な国家資金をつぎこみ、結果として原系メーカーの過剰生産のしりぬぐいさせ、あげくの果てに首のまわらないほどの借金を中小企業に残した」、このようなきびしい批判、これはどういふふうにお答えしますか、この批判に対して、いろいろと出ています。まあ答弁はよろしいわ、大体わかりましたから。そうしますと、大体あなた方の手のうちもわかつた、こういうことになると、私はこれ以上は追及しませんけれども、やはり趣旨はそうだから、非常に現地の方も安い賃金で困っておられる、それはがんばってくださいます。

それから、こまかいことになりませぬが、この過剰設備の処理が、この特定繊維機の場合、さつきおっしゃった二七%ですな、これはどういふわけで低いのですか。五カ年で二七%、何かいろいろの制度的な欠陥があつたのかどうか。

○政府委員(佐々木敏君) 先ほど申し上げました

二七%という数字は、織機のビルド台数、新しく近代化設備をビルドする当初の目標に對しまして、台数としては四十六年度まで累積の進捗率は二七%と申し上げたわけでありました。ただ、能力ベースでは五〇%程度まで達成しておる次第であります。したがって、過剰設備の廃棄という数字ではございませぬ。廃棄につきましては、実は、当初の目標は十二万六千台を廃棄の予定で計画を進めてまいりましたわけでありませぬ、この持続法に基づきます転廃業者の廃棄あるいは上乗せ廃棄——近代化のために新しくビルドするに際しては、従来のものを余分に廃棄するといういわゆる上乗せ廃棄を含めまして、ほぼ三万台程度しか実績はございませぬ。このことは、実は、昨年来から日米政府間協定に伴う買い上げ台数は実施をいたしておりますことではございませぬ。

○中尾辰義君 それから、やみ織機がいまふえていきますね。あなた方通産省のほうでも調査していらしたことがございませぬ、ところが北陸の方面では、日米織維協定によって糸の輸出が規制をされて、それが北陸方面へずいぶん回ってきておる。それで北陸方面はかなり、かなりというんですか、思ったほど不景気でないというようなことが新聞報道にも出ております。仕事はかなりあるらしいですな。仕事はあるんだけれども、忙しくてやみ織機がどんどんふえている。そうしますと、これはむしろ、織機の買い上げ希望数を最初より減らして、その当時よりかんだんだ減つてまいりまして、そして逆にやみのほうがあふれておる、こういうような状況、まあ御存じでしょうけれども、新聞にも出ていますね。これは買い上げの希望台数よりかやみ織機がふえておる。処分してこわす分よりか未登録のやつがふえておるとい

うのは妙な現象ですよ。まあ御存じでしょうけれども、われわれが見るとどうもこれは頭隠してしり隠さず、これは妙なぐあいじゃないか。片方はつぶして、片方はふえている。どういふふうに通産省は考えておるか。こういうことがどんだんだんいろいろな新聞等にも書かれ、また実際そういうふうになってくると、どうもあなたの方のメンツは立ちませぬよ、これじゃ。まあこの前からもいろいろありましたけれども、これはどういふふうにおやりになるつもりですか、大臣。相当の金をつぎ込んでおるんでしょ。大臣がばばっていただいて、膨大な金を注ぎ込んでおる。みんな国民の税金じゃないですか。それで片方、ふえておるのはこれは黙認しておるというふうなことでは、いろいろ問題があると思ふんですよ。一べん大臣の御見解をお聞かせください。

○中尾辰義君 これは大臣、いろいろとはかの業界から横やりが入るかも知れませぬですよ。大体、織維業界相当がばばっていただいて、一部に、あまりに織維は過保護じゃないかというふうな声さえあるのです。おれたちの業界にはさつぱり金を出してくれぬじゃないかと、こういうふうな声も起つてきますよ、非常にこれはまずいと思ふのです。それで、せつかくこれだけしてもらったのを、いい調子になってとこととこととこやみばかりふやして、片方はつぶして片方はふやす、どうもこれは予算編成の場合でもまだ問題があるでしょうね。これをどうするかということは、私はいまここで聞きますが、しかるべく結論を出してうまくいこうと思ふいたします。

うのは妙な現象ですよ。まあ御存じでしょうけれども、われわれが見るとどうもこれは頭隠してしり隠さず、これは妙なぐあいじゃないか。片方はつぶして、片方はふえている。どういふふうに通産省は考えておるか。こういうことがどんだんだんいろいろな新聞等にも書かれ、また実際そういうふうになってくると、どうもあなたの方のメンツは立ちませぬよ、これじゃ。まあこの前からもいろいろありましたけれども、これはどういふふうにおやりになるつもりですか、大臣。相当の金をつぎ込んでおるんでしょ。大臣がばばっていただいて、膨大な金を注ぎ込んでおる。みんな国民の税金じゃないですか。それで片方、ふえておるのはこれは黙認しておるというふうなことでは、いろいろ問題があると思ふんですよ。一べん大臣の御見解をお聞かせください。

○国務大臣(田中角栄君) やみ織機というのは全くやみでございまして、つかみにくいものでございまして、これはまあ実態をつかむ必要がございまして、このことは徹底的にこの実態把握というところで調査を始めております。調査を始めまして、これはやっぱあります、七万台とか八万台とかいふことではございませぬ、何しろやみでございませぬから、これをやっぱり明瞭にしなればいけません。

それで、これはいまあなたが御発言になっておる中に問題があるんですが、これはやっぱりどこどこかかけじめをつけなければならぬわけですよ。そうでないと、無制限に織機はいつでも買い上げます、つぶします——税金でやるわけでありませぬから、またちょっと景気がいいということになつて、織機をつぶすんではなくてどんだんやみでつくるといふことでは、これは際限がなくなるわけでございますから、これはやっぱり業界とも十分話し合ひをしながら、今度はもう構造改善によつてやらなければならぬということですよ。法律ま

○政府委員(佐々木敏君) 振興基金につきましては、事業協会の中に振興基金を置きまして、政府出資の十億円と今後民間からの出捐金を合わせまして、その利子並びに元本から、業界の、特に産地の組合が行ないます新しい商品の開発とか、新しい技術の開発とか、もしくは新市場の開拓等に

つきまして、産地組合等が事業をいたしませんもの
につきまして補助をするということになっておる
次第であります。この運営につきましては、プロ
ジェクトの選定のため委員会を設けて、通産大臣
が一次プロジェクトにつきましては承認をするとい
うような方式を現在考えておる次第であります。

それと、五十七年にどうするかということであ
りますが、この法律が四十九年六月三十日までで
廃止になっておりますが、その廃止の段階におき
まして、五十七年までのことをしかるべく措置す
るという法律になっております。したがっていまし
て、四十九年六月のこの法律の廃止のときに、あ
らためて振興基金だけにつきまして法的な措置を
することにしようかと思う次第であります。

また、振興基金を運用いたします場合の事業協
会のスタッフであります、すでに四十七年度に
おきまして、数名の事業協会の増員を決定して
おる次第であります。

次に沖縄の繊維産業であります、沖縄の繊維
産業はほとんどが縫製加工業でございます。紡績
業につきましても一社、沖縄紡績というのござ
います、その他織布業、メリヤス業等も若干ご
ざいますけれども、主体は縫製業であります。現
在は、縫製業以外の繊維産業といたしましては、
宮古上布とか琉球かすりとか、そういった沖縄の
特産品がございまして、私どもはこういった特産
品を中心にしていただければ地場産業の育成
につとめたい、かように考えておる次第であり
ます。

なお、先生御質問の沖縄の繊維産業の構造改善
あるいは救済対策等につきまして、従来の本土と
同じような取り扱いをするかどうかにつきましては
は、近く繊維局といたしまして再度担当官を沖縄
に出しまして、沖縄の繊維産業の実態をさらに把
握いたしまして、今後の施策につきましては検討
してまいりたい、かように考えておる次第であり
ます。

○中尾辰義君 大臣、振興基金ですね、これは政

府が十億と民間出資が四十億、この民間出資の四
十億というものは、これは大蔵省は税金をかける
のですか、どうなんですか。これは非常に心配を
されておるようですが、その辺大臣に、ちよっと
この前聞いたのですけれども、大臣から聞いてお
かないと安心できぬので。

○國務大臣(田中角榮君) 民間が拠出する基金で
ございまして。これに対しては、政府の出資も十億
あるのでありますから、政府出資と同じように税
金をかけないということではなければならぬわけ
です。これはそういう方向で大蔵省と強力に折衝
いたします。

○中尾辰義君 まだきまっていないのですか。

○國務大臣(田中角榮君) きまっております。

○藤井恒男君 最初大臣にお伺いいたしますが、
日米繊維協定が締結されて、繊維業界に多くの波
紋を起しておるわけでございますが、これに関
連して、繊維業界と繊維で働く労働者の団体であ
る労働組合双方から訴訟が起しておるわけでは
ありませんか、所管大臣として訴訟の現状について御報
告をいたしたいと思っております。

○國務大臣(田中角榮君) 訴訟を受けております
ことは、承知をいたしております。しかし、この
訴訟の内容、その他送達があったかどうかという
ような事務的な問題は、政府委員からお答えをい
たします。

私は、日米間の問題、これは日米間で締結をし
た繊維協定、これに対して訴訟をやっております
方々も、この協定を無効にするというのではな
いと思っております。また、無効にできると考えておる
とも考えません。私は、少なくとも繊維業界の中
にも専門家がたくさんおられるので、これでもっ
て二国間で行なわれた協定が無効になるとか、こ
れに対して損害賠償ができるということではない
と思っております。何を企図しておられるのか—私自
身も全然全く五里霧中だというのがありませ
ん。何を企図しておられるのかは、おぼろげなが
らわかるような気がいたしますが、判例を求める

というケースにしても、なかなかむずかしい問題
だと思っております。だから、そういう意味で、こうい
う何かもう別にやられちゃ困るという面もある
でしょうし、いろいろあるでしょうけれども、こ
の訴訟というものはなるべく早く取り下げられる
ことが望ましいと、こう考えておる、私自身は。
私は、もう当事者でありますから、なるべく慎重
に答えているわけでありまして、まあ国際的には
もともといろいろな微妙な問題というものが出
てくると思っております。いろいろなこと
をなさなければならぬ。多国籍、二国間いろい
ろな問題があると思っておりますが、この種のものに對
しての法制上の問題というものは、私は、やっぱ
りけじめはついておると思うのです。そういう意
味で、私は一生懸命—私は前から申し上げてお
りますとおり、二国間協定というのは望ましいとい
うことでやったのではなく、真にやむを得ざる
二国の状態であつて行なつたものだ。だから、そ
の影響はなるべく少ないように、できれば災いを
転じて福となすように、国内的な政策は可能な限
り最大の努力をいたします。日米間の協定に對し
ても、これは輸出を規制するというのではなく、
長期にわたつて日米両国において正常な貿易を拡
大していくために設けられた協定だということに
名実ともにするために、日米間のコンサルテー
ションを通じて理解を深めてまいらう、こう
いうことで、こういう態度を明らかにいたしてお
ります。そういう意味で、協定を行ないました直
後から、繊維対策に對しては精力的な行動をいた
したわけでございます。まあ一部いま中尾さん述
べられたように、どうも織機を買上げるという
のじゃなく、織機は、またやみ織機がふえるとい
うような、一時的な現象にしろ、そういうような
状態ではないかということまでいってございま
す。

それから、日米の貿易の問題も、四十四年対四
十五年といったのは四%から五%しかふえておら
ないのです。日米繊維交渉があつたにもかかわら
ず、去年、四十五年対四十六年度の伸びは一・九

一%である。第二の問題も、まあまあで済んでお
ります。

第三の問題は、四十七年の貿易の問題ですが、
これは専門家会議において、そんなことを、もう
繊維交渉の経緯から見ますと、アメリカが何もの
むわけがないと議論されておつた。言うならば、
そういうために訴訟が必要なんだ、こういうこ
とを言っておりましたが、私が国会で述べており
ますとおり、よくのんだなというくらい、これは
この協定の前文、多極化の精神に徴して二国間で
合意をしようということ、第三の問題も合理的
に解決をしようということでありまして、
これで日米間が全部済んだなどは考えておりま
せん。まだまだ困難な問題もたくさんあると思
いますが、とにかく日米繊維交渉を行ない、協定を
締結する半歳の経過を見ておる限りにおいては、
マイナス面というものは露呈しないで、何とか対
応する政策というものは行なわれた、このように
理解しておるわけでございます。

ですから、まあそういう意味では、どうもこの
裁判というものは私にとっては心苦しいのです、
実際。しかし、通商産業大臣なるがゆえに受け
ざるを得ないので、私が通商産業大臣の職を去れ
ば、私のおとを襲う通商産業大臣が継続して受け
る裁判でございますから、なるべくこれは私の在
職中に片をつけたら、こう思つておるのが真情
でございます。

○政府委員(佐々木敏君) 五月十五日に、日本織
維産業連盟に加盟の帝人以下二十四会社個別に、
アメリカ向けの毛・化合繊維製品の輸出注意事項
の取り消しという請求が提訴されたのでございま
す。これは昨年、繊維連が提訴いたしましたこと
に加えて新しい提訴でございますけれども、
これは実は、前回の繊維連の提訴が、繊維連は直
接影響を受けない法人であつて、原告適格性がな
いとされるおそれがあるという判断を繊維連加盟
の方々されたのであらうと思つております。
それともう一つは、前回の繊維連の提訴の内容で
あります輸出数量ワクの設定ということにつきま

しては、実はその後、本年二月に新しく輸出数量
ワケを設定してしまつた次第であります。した
が、いままで、通産省において輸出注意事項として
すでに発表済みでありますから、請求内容として
はいわば無意味になつたというふうな判断をされ
たものであらうと考える次第であります。

いづれにいたしましても、当方としては、この
五月十五日の提訴につきましては、現段階におけ
る原告側の事務的な処理でもって、すでに予想さ
れておつた事務的な処理である、かように考へて
いる次第であります。今後私ども、この提訴内容
につきましても慎重に検討してまいりたい、かよ
うに考える次第であります。

○藤井恒男君 いま大臣からさくばらん心
情の開陳があつたわけですが、まあ大臣が、当然
のことだけれども、責任を継承するこれは義務があ
るわけですが、が、しかし、心情として、私の代に
起きたものは私の代で処理したい、だからでき得
べくんば取り下げて、きれいな形にして次の大臣
に継承したい、そう言つたつて、あと国会は二十
日ぐらゐりしないし、大臣は、次は総理に就任さ
れると考へずには、総理としてこの問題はやつぱり
ことを考へずには、総理としてこの問題はやつぱり
処理してもらわなければいかぬ。いまお話をあつた
中で、大臣も御存じのように、欧米の習慣と日本
の習慣は非常に違ふ。欧米の場合なら、争ひごと
というものはわりあい安易に裁判所に持ち込ん
で、裁判所の機関を通じてこれは解決していく、
こういうことだけれども、わが国の場合ですと、
どういふわけか裁判所に出頭するといふことは、
これは命がけ、ほんとうにせつば詰まつたといふ
段階が普通だと私は思ふのです。事ほどきよう
に、この問題について労使双方が裁判にたにする
といふことは、それだけのやはりバックグラウン
ドがあるはずで、大臣のいまのお話ですと、お
そらくこの裁判のねらいは判例を残す、あるいは
これによつて損害賠償を取り立てるといふこと
じゃなくて、まあ副次的なものがあるだらうとい
うことであつたわけですが、もしできれば、大臣

がひそかに考へておること、あるいはそれをどう
いふふうにするれば、大臣の心情として述べられた
ように、この問題が落着いていくかといふことに
ついて、もう少し聞かしてもらいたい。

さらに、これは相手のあることだ、二国間で起
きた日米繊維協定に基づく問題なんです。日本側
のこの訴訟といふものがアメリカ側にもどつたよ
うに作用していくか。これはまあ一月、あるいは隔
月ごとに専門家会議といふものが持たれておるわ
けですから、アメリカの担当者もこちらの担当者
とこれはしよつちゅう出合つて、具体的な事務処
理なども行なつておるのが現状なんです、その辺の
感触もお持ちだらうと思ひますが、できればその
辺の感触をお聞かせいただきたい。

○國務大臣(田中角榮君) 私が裁判を受けておる
んだといふことは、アメリカ側には事ごとくに述べ
ておるのです。それは実際、通産大臣はえらい被
害を受けておるんだ。これは日米間両国の大き
な友好、経済交流、長期にわたる経済的交流とい
うことを考へておるのでこの協定はできたのであ
るが、しかし、綿製品協定のように、ほんとうに
もうさきめたら、これは税関と主務省の役人がこの
条文どおりに読んで規制するといふようなもので
あつてはならない。これは前文に意味があるのだ
と、これは規制の協定ではないんだと、これは日
米間の正常な貿易を長きにわたつて拡大、継続す
るための友好的な協定なんだといふところにウ
エートを置いてもらわなければ困るのだといふこと
とは、向こうもよく理解しておつておる。まあと
にかく、二つも受けておることですから、非常に
非常に理解しておつておる。私も、なぜさうい
ふことなのかといふことも説明してあります。
だから協定といふもの、それによつて実質的に規
制効果があるんだといふ協定は、日本の現行法制上
は無理があるんだといふような見方や読み方もあ
るんです。これは、政府はさういろいろなこと
を考へておりませぬし、適法な法律上のワケ内で
協定を行なつたものであるといふことを考へてお
ります。日本、日本の繊維業界といふものは、そのく

らいこの協定による被害がある、この協定によつ
て日本の繊維産業は大きな被害を受けるんだとい
う前提に立つておるので、日本の繊維企業の実態
も十分把握して、日米間でこの協定によるトラブ
ルは未然に防ぎたい、こういうことを言つてお
りますから、向こうも、その意味で、非常にすな
おな交渉が行なわれておることは事実でございま
す。まあ私は、業界といふものが訴訟提起をした
ものは、この種のものが起つてきては困るとか、ま
あ、それから三年が五年になつては困るとか、ま
あいろいろなものもあると思ふのです。できれば
自主規制といふものでもつてやつていくことが一
番望ましいといふ考へ方が訴訟提起といふことにな
つたわけだと思ひます。しかし、もう協定は締
結してございまして、自主規制といふものが望ま
しいことではあるが、これはいまあなたが望ま
じくも述べられたように、相手があることであつ
て、相手が両国間でもつて協定を結びましよう
と、こういうことになりまして、かまわぬでおけ
ば一方通行になる。昔ならば戦争になつたといふこ
とであるけれども、いまは戦争にはならぬけれど
も、いづれにしても、相殺関税をかけられたり、
それから一時的な規制になつたり、何月何日付対
前年度実績の三%増し、こうなつたんじゃないか
は身もふたもないことでもあります。それで、政府
も実態を十分考へながら協定に踏み切つたわけ
ありますので、まあ協定に踏み切つた協定は締
結し、発効しておつておる。もうすでに半年間の
歳月も経ましたし、業界が非常に心配をしたとい
ふ状態もだんだんなくなつてつあるしといふこと
でありますから、どうすれば引き下げてくれる
かといふことを言つたつて、なかなかこれどう
も……私、まあ二千億もあるあの措置をした
のですから、お取り下げになつたらどうですか、
こういうところまでいつたんですが、業界は返事
もしない、黙して語らずといふことでもございま
す。いまのところ私は、どうすれば取り下げる
のかといふ、どうもまだかな見通しがないわけ
です。ないわけですが、まあ業界の提訴いかに

かわらず、政府は日本の繊維企業のための必要な
政策は行なう、誠意をもつて行政を行なう、こ
ういふことであると思ふのです。そうすれば、や
がてこれにたえるだらうという気持ちもひそかに
はありますが、もうどうしてくれなさいかぬとい
ふような突き詰めた考へは持つておらぬわけ
です。

○藤井恒男君 これは私、蒸し返しをするつもり
は全然ないので、いま大臣もおつしやつたよ
うに、これは前二代の大臣が未処理事項、まあ佐藤
さんの荷物を大臣が買つて出たと、大臣自身も、
一番国と国との交わりの中でいいのは自主規制だ
といふことはおつしやつておつた。協定を結ぶこ
とはそれはよくないといふことをおつしやつて
おつた立場の人ですから、そのことは私も、よく
大臣の口から聞いて知つておるわけなんです。
そこで、まあしばしば大臣の口から出ることだ
けれども、今度の政府間協定といふものは、前文
の意味がある。要するに、いままでの日米の繊維
に関する貿易量をストップさせるものでもなけれ
ば、凍結するものでもない、友好の中に日米の織
維といふものを安定的に拡大していこうといふも
のなんだと、しかも、二国間協定を結ぶことにな
つて、それまでいろいろの問題が派生しておつた
けれども、それがこれで全部もう相済みだ、そ
れであつては正常な形で発展していくんだ、総ワケ
も伸びるじゃないか、こういうことだつたわけ
です。まあ私は、正直にそう受け取つておつたわけ
なんです。ところが、まさに突如としてこれを否
定するものが出てきた。それが毛・ポリエステル
混紡織物の関税差しとめたと思ひます。これはも
う私がどくどく言うまでもなく、四十六年の三月
に、これはアメリカの業界から提訴された非常に
古いものです。その後に、日米繊維協定といふも
のが締結され、しかも、この関税差しとめになつ
た品目といふものはその中に含まれておる。そ
して、現に日本からのアメリカへの輸出量といふ
ものも、その意味において激減している。した
がつて、アメリカにおいて、この業者が市場を混

乱せしめたり、あるいはアメリカの業界を不当に
圧迫しておるといふ事実は全くない。にもかかわ
らず、五月十日には、財務省の関税評価差しとめ
という、私に言わせれば、暴挙なんです。それを
あえてしているという現状、これは大臣、先ほど
言った日米繊維協定の前文に背馳する行為であ
る、挑戦であるというふうにとつて差しつかえ
ない。だから、繊維協定のワケにはめられた者か
ら見るなら、大臣はどのように言つてなだめてお
るが、現実にはこれはどういうことだ。しかも、
これが三カ月後に結論が出るとするなら、いまの
アメリカの姿勢でいくなら、それは合議に及ぶ、
あるいは他の繊維以外の品目にも波及しかねない
という危惧を抱いておるわけです。大臣は三カ
月後に結論が出るであろうから、しばらく様子
ながめるといふふうにおっしゃっておるように私
は聞いておるんですけれども、そういった甘い態
度でいかどうか、この辺の事情を聞かしてもら
いたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君) 米国のアンチダンピン
グ法の運用は、国際コードに対して種々問題があ
ります。また、最近問題になっておるいろいろな
問題は、どうも日米繊維協定をやつたような精神
からいとおかしいじゃないかという感じがいた
します。そういう意味で、私はサンクレメンテ会
談において、あなたがさつきいみじくも述べられ
たように、アメリカはぼんぼんと提訴するけれど
も、日本は非常に慎重なんだと。東洋人というも
のは裁判をするとかたき同士になるからというこ
とで、非常に慎重なんだと。そういう意味で、事
前に調整できるような機構をつくらうということ
で、専門家会議の設置を私のほうが提案をしまし
て、向こうはあっさりのんだわけです。財務省と
しては、確かにそうですと。自動的に受け付けな
きゃならぬふうになっておりますから、この運用
に対しては前国が事前に調整をするように専門家
会議の設置に応じますと、こういうことになつた
わけです。ですから、現に専門家会議はありま
す。ありますから、この専門家会議の場を通じ

て、日米間のいろいろな事情、情報交換等をや
っておるわけです。やつておられますが、いま関税評
価の差しとめの問題は、これは前に出しておつた
ものを受け付けておるわけです。ちょうど裁判提
起をしておいておる繊維裁判みたいなものなん
です。これ出しておれば、取り下げない限り、ず
つと進めなきゃならないということなんです。で
すから、もうそれは済んだんじゃないかと、こうい
うことであつて、実害がない、そういう問題であ
りますから、もうこれは業者が取り下げてしま
すべきケースのものであります。ところが、業者が
ずつとこれは取り下げないものだから、法律的
に処置されておるといふことで、あと三カ月の間
には結論が出るわけです。向こうの制度がそう
なつておられますから、制度に乗つておるすか
ら、重大な関心を持ちながら、事態の推移を見
守つておられますと、こう公式には述べておられ
ます。しかし、毛織物等のダンピングにつきま
しては、ワシントンの大使館に對しまして、お互いの
話し合いがあるんだし、こういう協定をあつて結
んでおるじゃないかという事情を説明するまでも
なく、にもかかわらず、適法な提訴でありますか
ら、適法に処理はしなければなりませんという四
角定木なことでは困るじゃないかということを、
強硬に申し入れるようにということを大使館を通
じて申し入れておられます。向こうも日本側の考
え方はよく知つておるはずなんです、日米間の接
触はありますから、そのつどこのようなことをや
りますと、日米間の、また反米熱をおおるようにな
りますから、そういうところはうまくやつぱり処
理してもらわなければ困りますよというふうな状
態でございまして、この問題、結果的には実害は
ないと思つておられます、こちらに對しては。た
だ、あなたが言うように、もう協定前のものを四角定木
に審議しなければならぬということもないじゃな
いかと。もう一つは、これをやると、次にまた
いろんなものには及ばないという保証がないとい
うことでもありますから、本件に對しては、日米間十
分ひとつ意思の疎通をはかつて、こちら側の意向

は十分アメリカ政府側に伝えたいと思う。
○藤井恒男君 これは大臣ね、非常に私は重要な
問題だと思つておるんです。なるほど毛・ポリエステル、
この問題自体については、さして輸出入
の現状から見ると実害がないという事は、これは
語弊があることばだと思つけれども、そういうふ
うに近いことだと私も思う。だけれども、このダ
ンピングを持ち出したアメリカ側の背景ですね。
要するに、彼らがわが国に来て、そうして店頭で
売りさばられておる商品を見て、そうして強い意
思をもつてこの問題を取り上げた。どういふこと
かといへば、国内価格より安いものはダンピング
だと、これはまさにナンセンスでね、こんなばか
げた話ないですよ。これは世界各國どこへ行つ
たつてあたりまえのことなんです、こういうこと
は。この手で、これはダンピングという形になれ
ば、それはアメリカに輸出している品物の全部が
適用されますよ。文句言えないですよ。しかも、
アメリカの慣習、もの見方、考え方というものを
他の國に押しつけてくるということとはけいから
ぬことだと思つ。だから、私はじつとながめてお
るといふことじゃなく、現に四月二十七日、八日に
も専門家会議が開かれておるわけですわね。サン
クレメンテがあつた、そこで大臣が約束した、そ
れもほごにされた、四月二十七日、八日になるほどア
ンチダンピングの専門家会議を開いた。しかも、
それもほごにされた、五月十日に。こういうこと
になつておるんでしよう。だから、向こうは聞く
耳を持たないということじゃないですか。だから
ね、大臣はアメリカに一番強く言つておるし、折
衝の過程ではつきりものを言つておるといふこと
も私も知つておる。しかし、この問題は日米繊維
協定そのものにもまさるとも劣らぬような私は波
及的な効果が出てくると思つるので、やはり強く抗
議すべきだと思つておるんです。

○國務大臣(田中角榮君) 強く抗議をするように
いたしておるんです。そうして私のほうからもこ
の問題に對しては述べておられます。しかも、アメ
リカに對する輸出価格、アメリカ国内における販

売価格は、日本の国内価格よりも安い、これはあ
たりまえのことだ。日本人がスイスへ行つて時
計を買えば、スイスの国民よりも二割余り安く買
えるんです。それはあたりまえのことなんです。
物品税や消費税が、国内税が適用されてないか
ら、その税だけ安いにきまつておる。そんなこと
をわからないで、一体ダンピングを言つておるん
ですかと、こう言つておるんですから、ですから
相当強いことを言つておるんです。だから、結果
は、私は思うようになると思つておるんです。
ただ、これほどやつておるんだから、アメリカ
政府もこれを取り上げて財務省に送つてしまふと
いうことはおかしな感じがするところがある
んですが、これは法律上の制度になつておる。
ちよつと私のほうでいま話をはかつておつても、
やつぱり提訴をすれば、取り下げない限り、公判
もやらなければいかぬと、これと同じことなん
です。これはやつぱり訴状の送達も行なわなければ
ならぬ。行なえば、それに対して答弁書は自動的
に出さなければならぬ、こういうことになつてお
りまして、財務省はこれを受け付けると、当然処
理しなければならぬ、何らかの結論を出さなけれ
ばいかぬと、制度上そうなつておるようござい
ます。それにしてもというところまで述べてお
るわけですが、いまのところ通産省でも、一体、途
中なかでもって、提訴に對しては、もうすでに提
訴を却下するというようなことができるのか、途
中なかにおいて行政権がそういうことができるの
か、何らかの結末をつけなければならぬのか、そ
ういふ制度上の問題も検討されるようにしてお
りますし、それまでの間、政府間においては接触を
続けながら、日本側の立場や考え方、これはもう
終わつておる問題じゃないかというふうな問題は
強く申し入れておるといふのが実情でございま
す。だから、これは政府が、これはもう済んでお
るのだから、提訴當時の状態とは変わったので、
このまま返却をするという手があれば別でありま
すが、いずれにしても、判決を出さなければなら
ないということであれば、これは制度上のもので

は十分アメリカ政府側に伝えたいと思う。
○藤井恒男君 これは大臣ね、非常に私は重要な
問題だと思つておるんです。なるほど毛・ポリエステル、
この問題自体については、さして輸出入
の現状から見ると実害がないという事は、これは
語弊があることばだと思つけれども、そういうふ
うに近いことだと私も思う。だけれども、このダ
ンピングを持ち出したアメリカ側の背景ですね。
要するに、彼らがわが国に来て、そうして店頭で
売りさばられておる商品を見て、そうして強い意
思をもつてこの問題を取り上げた。どういふこと
かといへば、国内価格より安いものはダンピング
だと、これはまさにナンセンスでね、こんなばか
げた話ないですよ。これは世界各國どこへ行つ
たつてあたりまえのことなんです、こういうこと
は。この手で、これはダンピングという形になれ
ば、それはアメリカに輸出している品物の全部が
適用されますよ。文句言えないですよ。しかも、
アメリカの慣習、もの見方、考え方というものを
他の國に押しつけてくるということとはけいから
ぬことだと思つ。だから、私はじつとながめてお
るといふことじゃなく、現に四月二十七日、八日に
も専門家会議が開かれておるわけですわね。サン
クレメンテがあつた、そこで大臣が約束した、そ
れもほごにされた、四月二十七日、八日になるほどア
ンチダンピングの専門家会議を開いた。しかも、
それもほごにされた、五月十日に。こういうこと
になつておるんでしよう。だから、向こうは聞く
耳を持たないということじゃないですか。だから
ね、大臣はアメリカに一番強く言つておるし、折
衝の過程ではつきりものを言つておるといふこと
も私も知つておる。しかし、この問題は日米繊維
協定そのものにもまさるとも劣らぬような私は波
及的な効果が出てくると思つるので、やはり強く抗
議すべきだと思つておるんです。

ありますので、いかんともなしがたいので、日本人に不利にならないような裁定をするように働きかける以外にはないわけでありませぬ。

○藤井恒男君 これはひとつさういって意味で、私強く、どこに出したって恥ずかしいわけだから、やっていたらいいと思います。

その次に、LTAの延長問題について、前回大臣お見えじゃなかったので、政務次官からLTAの再々延長については反対である、このことを文書をもって通知済みだというお話があったと思うのであります。さように理解してよろしいわけですね。

○国務大臣(田中角栄君) 綿製品協定の延長というに反対をいたしております。だから、延長を前提とする会議には出ない、こうまで私も言っておるので、ですから、お互いが意見交換をするとか、勉強をするとかという会議ならいいが、いずれにしても、基本的に延長するというに對しては反対でございますという事は、明確に述べてございます。

○藤井恒男君 その後、十六日にジュネーブで非公式なアメリカとイギリス、E.C.、日本との四大国会議があつて、たしか通産省からも綿雑貨輸出課長が出席されたと思うので、その後、二十九日にガットの理事会が開かれておるはずなんです。そこで、六月の初旬に開催されるガットの綿製品の委員会、あるいは非常に取りざたされております毛・化繊の多国間取りきめ、WPの問題、これらについての話は当然出ておると思う。その会議の経過と、それから一連の見通しについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐々木敏君) ジュネーブにおきまして、五月十七日に主要国の非公式な会合が開催されました。その非公式な会合の席上、先生御指摘の繊維のWPの問題につきましても、議題として取り上げられております。日本からはそのときに、繊維雑貨局の輸出課長も出席いたしておりますが、十分に日本の立場というものを説明をしております。なお、五月の二十三日にガットの事

務局が中心になりました、繊維貿易に関心の深い数十カ国が集まりまして、これまた一つの議題といたしまして、ガットの繊維WPの問題が討議されたのであります。このときも各国からそれぞれ意見が出たのでございますけれども、わがほうは北原大使から強く日本の立場を説明してございませぬ。なお、五月二十九日にそのガットの理事会がございまして、ここでもWPの問題がその他の議題として取り上げられておるわけでありませぬ。来月の初めにLTAの機関でありますCTCが開催されるわけでありませぬ、これは本件、WPとは関係がございませぬ。

私は、以上申し上げました三つの会議におきまして、わが国といたしましては、ガットのWPで、それが世界の繊維貿易の実情を深く勉強する会合であるならば、日本としてはあえて反対ではない、しかしながら、そのWPが将来国際的な繊維貿易の規制に発展するようなおそれがあるならば、日本としてはそのWPの設置については反対である、かような意見を明確に表明いたしております。現在までのところは、WPの性格はフックトフラインディング、事実の勉強であるということに各国の意見もおおむね同調を得ておるというふうな段階であります。

○藤井恒男君 いままで非公式会談、あるいは理事会の経過で、いま主としてわが国のLTAに對する問題、それからCTCに臨む態度、WPに對するもの、その考え方が説明されたわけだけれども、その経過は他国も承して、そして当初取りざたされていたように、今度開かれるもう一つの会議は、あくまでも勉強会にとどめる、それが発展していくということはないというふうな理解しているのかどうか。要するに、LTAの再々延長はもうやらないということ、もう一つ心配されるのがWPでしよう。それは一応、いまの段階で他国も了承して消えたというふうに見ていいものかどうか、もう一べん聞かせていただきたい。

○政府委員(佐々木敏君) 先生御指摘のように、問題が二つございまして、ただいま申し上げまし

たのは、ガットの場における繊維全体の勉強会をやるというWPの経緯について御説明申し上げた次第であります。これにつきましては、繰り返しますけれども、日本としては、繊維に関する世界貿易あるいは各国の繊維産業政策、実態というものを単に勉強するという会合であるならば、WP設置について反対ではないという態度をはつきり言っておるわけでありませぬ。WPの性格はフックトフラインディングであるということについてはおおむねの同調を得ております。まだ設置についての最終決定はなされておりませぬ。したがって、私ども今後ともさういって性格に限定して賛成であるという保証を極力取りつけるべく、ただいまその努力をしております。

それともう一つ、LTAにつきましては、それは別に、LTAの条文中、LTAの切れる一年以上前に会合すること、というふうになっております。したがって、その第一回の綿製品委員会——CTCが六月の初めに開かれることになっております。これは実は従来の慣行からいまして、これまでのLTAの実行状況をレビューするということがございます。来九月三十日に切れますLTAの再々延長ということも、もちろん話題としては出ようかと思ひますが、ありますけれども、今回のCTCは過去のレビューであるということでございます。私も、おりに再々延長の問題が出た場合には、大臣おっしゃいましたように、従来とも文書で出しておるわけでございますから、筋として再々延長は反対だという態度を表明するつもりでございます。

○藤井恒男君 LTA、もちろん過去の実績をレビューするというのは、それは一つのセレモニーだろうと思ひます。これはLTA自体がちゃんと法で定められて、期限切れ前に開催されなければならぬ。その主要議題は何かということであれば、さらにこれを延長するか、あるいはやめるかということになるのは、これは当然なことから、文書で出すだけじゃなく、やはり声を大にして、

延長反対を絶えず打ち出してほしいと思ひます。

それから、WPそれ自体についても、これは直訳すればやはり作業部会でしょう、これ、本来勉強会じゃないです。作業部会なんだから、作業部会ということになれば、必然的に現在の世界の趨勢というものは、先ほど大臣のお話の中に、繊維産業というものはきわめて複雑なものであり、しかも、それはわが国の繊維産業だけじゃなく、国際間においても網の目のようになっておる、何とかこれをほぐして整理しなければならぬ、まあこれが国際的な通念だろうと思ひます。さうだとすれば勢いのおもむくところ、日本を除く他の国は繊維全体についての多国間協定というものを腹の中に持っていると思ひます。さういって、それをLTAの延長そのこと自体われわれ反対であるが、それがさらに多国間協定へ毛も合議も合めた形で移行する形があるぞということ、われわれは反対だぞと、政府もさうだぞということを前々から確認し合つてきていたわけだ。だから、それを私は非常に危惧するわけなんです。それはもうだいたいさうだと言われればそれを信用する以外ないんだけれども、最初、勉強会なら出る、しかし、目的を持ったものなら出ない、さういふ姿勢も一つの方法かと思ひます、よその国とのつき合いというものもあるかもしれぬけれども、それは勉強会なら勉強会で終わるなら、それは先ほどおっしゃったように、繊維に関心のある輸出国の五十数カ国が集まった、こういった会合があるからWPとして招集されるからには、それは私はやはりもう勉強会もする。しかし、同時にそれが一つの方向づけをたえず導くものであらうと思ひます。ただ行って勉強してきたということだったら、どこの国の代表も行くわけではない。そんなものは資料は幾らでもあるのだから、ここでもわかつておるのだから、だから、その辺の見通しもつと明確に答えられなければ、私が決算委員会に質問しても、勉強だからとおっしゃるが、衆議院の会議録見ても勉強会だ

と、勉強だから出ます、しかし、延長には反対です、それだけではやはり関係するところは不安でならないだろうと思う。だから、もうちょっとはつきり答えてもらいたいと思う。

○國務大臣(田中角榮君) 日本は再々延長には反対であるという基本的な考え方は述べてあります。そしてこれを延長するというを目的にした会合なら出ません、こう言っている。そして、勉強会なら出ます。それはお互いに主要国でもあるし、日本の参加しない国際会議ということももうこのごろはおかしいようになっておりますし、日本自体の利益を守る意味においても、やはり主要国の意向というものをお互いが語り合い、話し合い、意思の疎通をはかる、これは必要なことであり、そうしなかつたら国益は守れない。

出ないというだけで済むものでもありませんから、そう言っておるのです。その中にはやはりあなたが危惧するようなことがあるのです。それは二つばかりあるのです。それは、ガットの事務局長の代表は、何かやっぱり延長問題を全然話をしないということじゃ困る、それもやはり当然なひつくるめて議論すべきである、こういう意向を、公式ではありませんが、間々述べていることは事実です。私も、会うとそういうことを言うものから、それならもう出ません、こう言っているのです。向こうはもう出ませんと言っている、出ない会議は困るからということ、執拗に言っているわけです。アメリカ側の代表は、やはりそれは全然勉強会であつて、これは一体延長すべきかすべからざるべきかという問題は全然考えないという会議はあり得ないのじゃないかと、だから日本のように、全くの勉強であつて延長に対しては余地がないのだ、そういう話がその片りんでも出たら退席いたしますという考えはかたくなではないかというような話の一部にあるようであり、これはしかし、通産省に言ってきたという話とは全く異なり、これは外務省ペースで、何でも話し合うというのが勉強じゃないか。また日本の外務省も、それは全然そういう問題になつたら直

ちに退席いたしますということではなく、勉強会するが延長はしませんよ、延長には同意しないですよということさえ明確にしておれば、会議には出席すべきである、そしてそんな問題を各国が話したら黙って聞いておればいいのだ、そうでなければ国際会議というものは成り立たないじゃないかというような非公式な話があります。あります、そこらを出先と通産省は十分に連絡をとつて日本の立場というものを明らかにしておくということ、いま私からも注意をしておるのが実情です。

○委員長(大森久司君) 午前の質疑はこの程度と、午後二時まで休憩いたします。

午後二時七分閉会

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

午前引き続き特定繊維工業構造改善事業臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤井恒男君 次の質問に移る前に、実は、先ほど私がLTAの問題で質問したわけでございますが、その中で略語でございますが、CTCとWPの二つの委員会がガットの場で持たれておるわけでございます、それぞれについてそれぞれ案件があるわけ、それに対する政府の御所信と、そしてそれが持つ機能についていろいろ伺いました。御答弁の中で多少両者の委員会が混同しておるような聞き取り方もできるようなものもございましたので、この際、大臣のほうから二つに分けて、その機能と、それに対する政府の態度というものを、もう一度説明していただきたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) LTAの問題につきましては、延長しないというように、基本的にはわが国の態度は明らかにされております。でありますので、LTAに基づいて、CTCにおきま

ては延長問題には反対することになつておるわけでございます。

それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、ガットのWPにおきましては、これはLTAの問題とか、それからCTCで議論すべき延長の問題等は、これは全然別の会議でありますから入ってこないはずでございます。はずでございますが、同じガットの会議でありますので、ここで縮製品を含めた多国間協定とかが議題にされるなら、その会にも出せんと、この私のほうでは言っておいたわけであり、ですから、いや、それはあくまで勉強会である、勉強会であれば勉強することは当然でございますので、私のほうは出ます、こういうふうに出ておると、ところが、あなたから先ほどまた質問がございましたので、しかし、ここでではもう全然性格も違つたので、議論にはならないはずの会議でございます。しかし、ヨーロッパのある国、またはアメリカの代表などは、やっぱりここで勉強するのだから、勉強の過程において多国間協定の問題とか全然出てこないというのをおかしいので、出てきて、それは勉強の過程であつて、あらかじめ予測を持って議論としてやるのじゃないからいいじゃないか、発言はありましたが、いずれにしても、CTCにおいても、WPにおいても、日本は縮製品協定の延長問題や繊維の多国間協定問題は一切述べませんという原則をくずしておりませんというのがありますので、明確に申し上げておきます。

○藤井恒男君 その態度でひとつ、午前中申し上げましたように、しっかりとやっていただきたいと思ひます。なお、午前中の議事録の面でも、もしあとで読み返してみても、そういうものが錯綜する面があつたら、いまのような形で訂正していただきたいと思ひます。委員長、その点お含み願

その次の問題で、多くの委員からもうすでに述べられたことありますが、やはり確認の意味で触れておかなければならないと思ひますのは、無籍織機の問題でございます。決算委員会のおりにも私、取り上げて申し上げたわけでございますが、いずれにいたしまして、現有織機が六十四万五千台あるわけでございますが、それに対応して八万台に及ぶ無籍織機が現存する。しかも、これが十数年にわたつて、減るどころか、漸増の傾向にあるということ、しかも、昨年の八月二十五日に無籍設備取締り要項という、かなり通達としてはシビアな通達を策定いたしましたので、全国にこの無籍織機というものを取り締まる体制を整えたわけでございます。これには、明らかに無籍織機であるというものは法違反を犯すことになるわけでございますから、罰則規定として告発などの措置もとれるようになっておるわけです。何といひましても、この無籍織機というのは、きつい言い方をすれば、これはやはり無法者でありまして、法違反、そして通産省においても、やはり取り締まりの所管としてその責めが問われなければならぬ問題でございます。しかし、しばしば大臣も答えておられるように、あくまでもやみなんだと、やみだからやみだと、わからぬというの、繊維の実情というものをよく調べれば、やむを得ぬと言つたら語弊がありますけれども、そうかなという面もあるわけなんです。ただ、この際、構革を二年延長することになり、この際、構革を二年延長するということになり、一つには二千億からの金をつぎ込んで構革によって設備を近代化し、適正な競争力をつけていくこととしておる中で、なおやみ織機が現存するということが、やはり何といつてもこれは国民の血税を使うわけですから、他の団体に対しても申し開きができない、私はそう思うわけです。そういう意味で、やみ織機問題をただ単に、いまやみだから明るくするんだと、とにかく、それが先じゃないかというだけでは私は済まされなかつたと思ひます。やはり今後のこともあつたわけですから、過去にそういう例が現にあるわけですから、だから、そうい

う延長をたどるといふことは想像されるわけですが、やはりペナルティーを科すべきだと、私はその思いです。科してもらいたい。やはり行政というものは公平でなければならぬ。だから、いままでまじめにやっておいた人たちに負担をかけておろすことは事実なんです。そういう意味から、私はペナルティーを科してもらいたい。そのことがえりを正す方向であると思うのです。そういう意味で、どういふ方策を現在とっておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角栄君) やみ織機が違法の物件である、これは当然団体法によれば違法のものでございませぬ。やみでありませぬから、その実態を捕捉し、たいというところでございませぬが、国民の血税をもつて買収、破産をしておられるわけではございませぬ。このままやみ織機を見のけすというわけにはまいりませぬ。そういう意味で、やみ織機、やみというものを明るみに出すということで、実態を調査するということ、全国的に実態調査を開始したわけではございませぬ。七万台ともい

八万台ともいふのでございませぬ、とにかく、御指摘になりましたとおり、六十四万台の一〇%強も存在するわけではございませぬ。これを明るみに出して、以後やみ織機が絶対に存在しないようにしなければならぬわけではございませぬ。これは將來の問題というよりも、今度やみ織機をばり税金を使つて処置するのでありますから、少なくともこういふふうなことにいたしました、あとは絶対にありませんというようにしなければ、これは予算の執行もできないという問題にもなるわけではございませぬ。そういう意味で、やみ織機を明確に捕捉して、把握して、そしてそこで処置をするわけではございませぬ。凍結にするのか封印をしようのか、破産処分にするのか、いろいろな問題ではございませぬが、破産処分にはまいりませぬ。そういうことは全然できないことではございませぬ。ですから、ペナルティーとい

います、ペナルティーといふことは、いづれにしてもスコアは認めるということではございませぬか

ら、認めるかどうか。ちょっとまだ実態をつかんで、それは買ひ上げるということも前提にしてはおりませぬ。おりませぬが、何かしなければいけません。封印にするかどうかというところなんでしょう。封印にするかどうかやみ織機というものを対するペナルティーは確かに科すということは、これは絶対的になると思ひます。それは相当過酷なものになるかどうかは別にして、いづれにしても、これを機会に、以後無籍織機が存在しないようにしなければならぬと思ひます。もう一つは、登録だけあつて機械のないものもあるようではございませぬ。だから、そういうところを全部ひとつ明らかにして、国民がやつぱり納得することをなさなければならぬと思ひます。

それで、あとは組合とかいろいろな産業組織との問題になります、なおまだ無籍が出る、出ないとは保証したいということになれば、それは今度援助を打ち切らなければならぬということにもつながつてくるわけではございませぬ。そういう意味では、ひとつ国民の前に国会を通じて明らかに、現在の処置と將來の処置をつなげて、国会でもつて明らかに政府の考え方を申し上げられるような措置をいたしたい、しなければならぬという。困難な話なんです。話なんです、やつぱりやらなければいかぬだろう、いけない、こう思つておられます。

○藤井恒男君 局長に再度お尋ねしますが、いままでもこれ、十数年かかって関係書類、これは局長が就任される以前からの問題なんだろうけれども、いままでのやみ織機を調査するための関係書類が二百ほどあるというように私を聞いておられる。それなりに努力なさつたんであろうけれども、その努力のしかた、方法がやつぱり間違つておつたと思ひます。それが証拠に、これだけのものが現に出ているということ。だから、ただ単にいままでのやつたことと同じような方法を講じて、たとえば、人を単にふやすというふうなことでは、私はなかなかこの実態というのを把握できないと思ひます。現に八万台の織機というけれど

も、八万台を所有してある企業主が二万人おるといふことは、一軒に四台の織機ということなんです。一軒に四台の織機というところは、倉庫なんです。倉庫に置いておつて、そして百姓片手間にガチャガチャ動かす。これだつてできるわけなんです。しかも、もう一つは、完全な自分が企業としていまやつておるのじゃなく、いろいろなつながりの中から、原糸をもちつてきて加工しておるといふような複雑な問題もあるわけなんです。しかし、同時にまた、一割強の織機がやみで動いておるといふことが、それは現に流通しておることも事実なんです。ですから、波及効果ということも非常に大きいわけなんです。そういう意味で、これは団体法に違反しておる無籍ものだ、正直者がばかを見る処置はいけない。それも当然だけれども、この品物が現に動いて価格構成をして、原糸原綿をそこで消化しておる、そうしてさらにその下請に、何と

いうか、仕事を持たしておる、これも事実です。だから、非常に私には複雑だとは思ひます。だから、明るみに出す方法と、明るみに出してそれをかりに、まあ第二登録ということばは語弊がありますけれども、凍結する凍結のしかた、そしてその期限、それからそれを優先的に処置していく方法、そうした場合のその仕事を持つておる人たちの生活の転換、これはいろいろの問題があるんです。だから、ペナルティーのかけ方もその辺の旗振りによつて非常に混乱をする。しかし、これを認可するわけにいかぬし、ペナルティーを科すべきだ。まあやこしい仕事をしよ

い込んでおると思ひます。先ほど大臣もおつたように、構車をここでばつと十億も出資していくならば、これをはつきりしなければ、ここで申し開きは立たぬと思ひます。その辺をよくひとつ考へて処置してほしいと思ひます。私の気持ちとしてはペナルティーを科すべきだといふ前提に立つて申し上げておるんです。その辺のひとつ局長としてのお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐々木敏君) 先生がおつしやいませ

たように、現在のやみ織機は、言うまでもなく、違法の設備でございませぬ。したがひまして、従来十数年間やみ織機の措置につきまして努力してま

いたのでありますけれども、問題は、八万台以上、あるいは二万企業とも言われるこれを一律に、一時に処理することは、言うべくしてきつてむずかしい問題でございませぬ。しかしながら、これを従来方式でもつて処理するということがありませぬ、やはり現在なおかつつておるということであつておられます。やみ織機、これについて同じような状態になつてしまつておるわけでも、したがひまして、大臣が申されましたように、ただいまやみ織機の全面的な実態把握ということをして、おる次第ではございませぬ、その実態把握ができましたら、現時点までの現存するやみ織機についての今後の措置につきまして、適切な方法を考究したいと思ひます。それと同時に、これから発生するものにつきましては、嚴重な取り締まりをして、少なくとも現在以上にやみ織機を増加しないように、そのような方向でもつて措置をするつもりでございませぬ。もちろん申し上げるまでもなく、いづれも違法の行為でありますから、法律的ななしかるべき措置はしておるつもりでございませぬ。

○藤井恒男君 それでは、次の質問に移りますが、今度新しい措置として振興基金が設定されるわけではございませぬ、政府からの出資金が十億、業界からの出資金が大体買ひ上げの一割といふことではございませぬ、かつちり言つて三十六億、トータルにして四十六億から五十億をめぐにされておる模様ですが、しかし、現実には出資金十億は出るにしても、出資金についてはこれは七年がかりで、七年先に資金が大体三十六億と十億という形になるわけなんです。そうなるると構車それ自体の期限が二年間、基金はそれからさらに八年延ばしていくということになつておるんだけれども、まあ大臣の先ほどの御答弁も、二年間で實際できるのかといへば、やりませぬといふことだけれども、

それはやると言わざるを得ないわけですが。ぶちまけたところは二年間でできっこないわけですが。さらに二年も三年もかけて繊維産業というものはやっぱり立て直していかぬと、ここで求めている姿には私は到達しないと思う。そうなっていると、基金設定ということが一つのうたい文句になつておるけれども、あまりにも小額ですね。で、この基金の益金を運用していろいろ助成措置を講じていこうというねらいもあるわけですが、これも非常に微々たるもので、これで実際問題として、ここに網羅しておる、趣旨提案説明の中にあるような事業ができるのかどうかですね。しかも、当初の二年間というものは何がしもないわけでしょう、金が。現実にはどういうふうなこれを運用しようとおるのか、その辺のところを聞きかしてもらいたい。

○政府委員(佐々木敏君) ただいまの私どもの計画におきましては、四十七年度におきまして十億の政府出資、それと業界からの出捐金は先生お話しのように、ほぼ買上げ代金の一割相当額を七年間で分割出捐するというふうなことを考えております。しかしながら、業界におきましては、一割相当以上出そうというふうな意欲のある業界もございまして。したがって、七年間の均等分割では必ずしもなくて、場合によっては、それ以前により多額なものを出すというふうな業界もございまして。しかし、いずれにいたしましても、初年度は十数億円程度であろうかと思つて、ただ私も、振興基金の今後の運用につきましては、これは繊維産業のいわば大きな質的向上、質的な繊維産業の体質向上という大きな流れは、非常に長期にわたる施策の一つであります。したがって、むしろこの基金を火種にいたしまして、業界がまたみずから質的ないろいろな研究開発をしていく火種というふうな意味合いもございまして。したがって、当面初年度、次年度は十数億もしくは二十億程度で、私どもはこの基金の性格としてはほぼ目的を達成するであろうと、かように考えておる次第であります。

○藤井恒男君 これは法律の中にも、そして提案趣旨の中にもあるように、いまおっしゃつたように業界全体の、いわば繊維産業の体質を強化するというのが目的だと思ふ。私、仄聞するところによれば、個々の企業がこれを出していくわけではなくて、業界ごとに出捐していくわけだから、その出捐金についてやもすればひもがつかかぬない。で、いろいろなばらつきが出てくると思ふんですよ、出捐金について。そうして、繊維産業というのには全部有機的につながつていこうというものが、それぞれにやっぱり村としての特性がある。だから村々で出した出捐金を村のために持つて帰るといふことであれば、私は基金の意味がなくなると思ふ。だから出捐される多寡に応じて発言力が強くなる、そうしてその村の運用に充てるというふうなことがあつてはならない。これは私当然、お答えになるならばそれはそのとおりだと、繊維産業全体に使わなければならないというふうにおっしゃるだらうけれども、現実には非常にそういう問題だと思ふんですよ。で、現に私、むずかしい問題だと思ふんです。で、現に私、少くとも今後の基金については、繊維産業全体のものとして、ただばらまきでなく、効率的に、しかも重点的にこれを運用しなければならぬ。たとえて言うならば、繊維産業で何が一番足りないか、それは流通部門だと、流通部門が一番おくれられている。あるいは加工のものとは全然顧みなくても、そこに重点的に使うというふうな、私はどちらかと言へば、もつとドラチックな方法を考えなければ死に金になるというふうな思ふので、その辺の考えをひとつ聞きかしてもらいたい。

○政府委員(佐々木敏君) 先生おっしゃいますように、この振興基金は繊維産業全体のためのものではないかと。したがって、基金の使用につきましては、効率的にあるいは重点的に使うことは、これは当然であります。私ども基金の運用方法につきましては、それを担保にできるような一

つのやり方を考えている次第であります。現在考えておりますことは、事業協会内にプロジェクト選定のための委員会を、要するに、学識経験者あるいは通産省の私どもが参加したしまして、プロジェクト選定のための委員会を設置する予定になつております。その委員会が決定されましたプロジェクトにつきましては、通産大臣がさらに承認をするという方式でもつて、先生おっしゃいますように、繊維産業全体のために効率的、重点的な配分ができるような仕組みを考えている次第でございます。

○藤井恒男君 それはひとつ大臣、思い切つて重点的に私、全体のために使つてもらいたいと思つてます。大臣の承認事項ですからよろしくお願ひしたいと思つてます。

時間がありませんから次に移りますが、検査機関についてお尋ねしたいと思つております。

現在、国の検査機関とそれから各業界が持つてくる検査機関とそれから各業界が持つてくる検査機関の機能ですね、具体的な仕事をどういうふうに分類しておるか。私非常にこれ複雑だと思つております。たとえば輸出検査協会とそれから、その前段階に染色の検査協会があり、合織の検査協会がある。たとえば服を一着持つてきて、その中にある素材ということになれば、毛もあれば、綿もあれば、羊毛もあるといったごとく、繊維というものが複合されておるわけですから、そういう意味で私、お聞きしておるので、いま検査協会というものが幾つあつて、国の検査協会と事業協会との関係、そして、事業協会相互の検査機能、それについて聞きかしてもらいたいと思つております。

○政府委員(佐々木敏君) 現在、国の検査所は全国で十カ所本所がございまして、その十カ所の本所の下に、八つの支所と十一の出張所がございまして、また、民間の検査機関、輸出検査法で指定されております指定検査機関は、現在十五の協会がございまして、事業所は約二百八十程度でございま

す。

次に、国検と指定検査機関の業務の区別でありますけれども、国検は、法律上のためまえから指定されております全繊維製品について検査ができるためまえになつております。しかしながら、現実には民間検査機関が検査をいたしてござらん整理後の絹、人絹織物、この二品目を国が検査を実施いたしております。そのほか国検の業務といたしましては、当然でありますけれども、民間検査機関の指導、監督、あるいは品質表示法の試買テスト等の分析、または工業標準化法によるJISの審査等の業務をいたしております。

民間検査機関のほうは、ただいま申し上げました絹、人絹織物以外の指定繊維製品全部を十五の協会がそれぞれ分担を合ひまして、輸出検査を実施いたしておるわけでありまして、輸出検査のほかに民間検査協会の仕事は、最近の内需の依頼検査、試験鑑定業務等々の仕事もあわせて実施をしておる次第であります。

○藤井恒男君 実態は私、国と民間の検査協会との関係は、一応そういうふうに分けられると思つただけけれども、民間の検査協会というところになると、実際はなかなか厳密に民間相互間の検査機能というものは私、分けられないというふうな思ふので。

もう一つ、検査義務を課しておるわけけれども、検査して、そして製品を輸出しますね。輸出先からクレームがくる、クレームがくると、クレーム処理は検査協会というものを通さずにそれだけの輸出業界に返つてくるわけですね。そうなるにつれて、出口ではこれ法に基づいて検査しなきゃならない義務づけがあるし、検査しておるわけけれども、その検査の実行の実態面ですね。検査を受ける者はそれぞれ金を拠出して検査を受けているわけだ。なおかつ向こうへいってクレームがついて返つてきたら、検査協会は何も関係ないのだということになると、はたして、検査というものの意味するものが何であるかということになるわけだ。

それともう一つは輸入品ですね。現在、繊維の製品輸入というものは激増しておるわけです。この輸入品については、検査という面から見たらどういふふうになっておるのか、この辺を聞かしてもらいたい。

○政府委員(佐々木敏君) まず、検査機関のクレーム処理の問題であります。現在実施をいたしております検査は、品質面につきまして最低基準の検査であります。したがって、クレームの態様が、たとえば品質につきまして、最低基準以上の段階におけるクレームであるといった場合には、検査協会としては十分にその検査をして合格したものでございまして、クレームの対象はあり得るということでありまして、ましてや、品質以外のものもクレーム等々がございまして、これにつきまして、検査協会の機能の範囲外であるというような問題がございまして、さらにクレーム処理の、かりにクレーム処理を検査機関が実施するということになりました場合には、相当のクレーム処理に対する財政的な裏づけが当然必要であろうかと思つております。その財政的な裏づけを業界、メーカー、商社がどう考へるかということも非常にむずかしい問題でございまして、一つの考へであらうかとは存じまじすけれども、非常に多くの問題をかかえておると、かように判断しております。

それともう一つ、輸入品につきましては、たゞいま輸入の段階では検査はございせん。しかし、輸入業者の依頼がございました場合には、先ほど申し上げましたような内需の依頼検査と同じように検査機関が実施しているものもございまして、

○藤井恒男君 輸入品が激増してくると、たとえば、わかりやすくいいますとカッターシャツ、わが国のメーカーがカッターシャツをつくって市販する、外国からカッターシャツの製品が輸入されて市販される。店頭に並ぶわけです。そうなることは、輸入品については依頼があればということだけでも、依頼がなければ放任しておるわけ

すかね。自由に入ってきておるわけです。そうなるにまわりますと、製品それ自体はやはり市場で競争しておるわけでしょう。この辺のところを考えると、何らかの品質保証というものを消費者保護の立場から私は、やはり必要があるだろう、また適正競争をせしめるためにも私は、やはり産業を保護するという意味から、適正競争をやるといふ意味からも、何らかの検査機能といふものがなければ、いまのままじゃいけないのじゃないかという気がするので。

で、もう一つ別な問題をお尋ねしますが、第二点は、外国での輸入規制の制度が顕著になって輸入品がかなり減つてきている。そうすると、いまの機構であれば国検はともかくとして、民間の検査協会は仕事はなくなるのであつて、仕事は仕事をたたくさんすれば金が入るのであつて、仕事はなくなればお手上げということになり、業界も、検査協会に対して自分が検査を依頼する品種と数量に応じて金を出しているわけですから、立ち枯れになる。非常に浮き沈みが多い状態なんですね、事業所が全国に二百八十カ所もある。全部人が働いておるわけですかね、専業で。そのようなことを考えると私は、オール繊維という立場から、この検査機能というものを一カ所に集中してしまふ、そして、そこでたとへば、それは国検と合併するのその形はともかくとして、いま十五の検査協会を持ち、二百八十カ所に事業所があるという形を、それを一つの形に整理して、そして、それにかなりな権限を付与する。たとへばクレーム処理をやらす、あるいは外国からの製品の検査をやらす。さらに、国内消費する繊維製品であつても、それがJIS規格のように品質表示、品質保証を消費者保護のためにやらす、こういう形にすれば、検査員も浮き沈みがない。いまの検査員といふのは浮き草稼業ですからね。仕事はなければ生活があつちまうのだから、これはいかにも私はお粗末な組織だといふふうに思つておる。そういう意味で、いま申し上げたように今後の問題として検査体系を抜本的に一べん洗い直して見

て、そして機構を一元化してしまふ、一元化すると同時に検査機能ももっと多角的にやらす。クレーム処理をやらす、外国からの輸入品の検査もやらす、あるいは内需の検査によつて品質表示を行なう、こういうような措置を講ずるべきだ。この辺の問題については、いままでもかなり構想の問題で設備の問題についての論議がありますが、検査機能については何ら触れておらない。したがって、早急にそういう方面についての検討もしていただきたいと思います。補足的につけ加えますと、輸出品が減つたために財政的に成り立たない、こういうような問題が現に出ておるわけですね。そういうところからも、どうしたものか、どうしようか、このままでは検査協会が立ち枯れになつてしまふ、ということもございしますので、ひとつまとめてお答えをいただきたいと思つておる。

○政府委員(佐々木敏君) 先生御指摘のように、わが国の輸出検査制度は、昭和三十二年以来輸出検査法に基づきまして実施をしておるわけでございます。特に繊維につきまして、その間の輸出事情は非常に変わつておるわけでございます。さらにまた、繊維製品の国内メーカーの品質管理というような面からいたしまして、自己のブランド等々の普及もございまして、検査制度全般についての再検討の時期に立ち至つておるのではないかと存ずる次第であります。したがって私ども、昨年の夏ごろから十五の検査協会を一堂に集めて、今後の繊維製品の検査のあり方、検査協会のあり方、検査のやり方等々につきまして随時協議をいたしておる次第であります。昨年暮れまでに各検査協会とメーカーとの懇談会を十数回にわたつて開いた次第であります。近く統合的な一つの方針を作成しようと考えている次第であります。先生おっしゃいましたように、検査品目の統合整理、あるいは検査協会の統合等のごことも含めまして、ただいま最終結論を急いでおる状況であります。先生のおっしゃいましたことも一つの大きな方向といたしまして、私も十分参考

にして最後の結論を出したいと、かように考えておる次第であります。

○藤井恒男君 これはひとつぜひ、検査というものが、輸出環境も変わつておるし、そして製品というものもずいぶんこれ多種多様になり、しかも、進んでいろいろな形で複合化されてきておるわけですから、そういう面でも検査機構といふものを一べん洗い直していただきたいと思つておる。できればそれは統合した形で機能を發揮させよう、な方向づけがよからうというふうに思つておる。よろしくお願ひしたいと思います。

それからその次に、労働省がお見えになつておると思つておりますが、せんだつて私、決算委員会で大任にお願ひして了解を得たわけですが、今度の日米繊維協定に伴つて設備の買い上げが行なわれる。設備の買い上げが行なわれると、これは人員整理を伴う。したがって、そこで働く労働者を救済するといふ意味から一時金を交付する、同時に失業者の手帳を交付するといふ措置のための予算がつけられた。現実には、予備費からの設備買い上げなどがずれ込んで、四十七年度の買い上げ実施といふのがかなり先に済んでおる。過去にも設備買い上げに伴う余剰人員といふものが発生しておるわけがあります。労働省のほうできめたところの条件が、設備買い上げの契約前後一カ月に離職した者といふ一つのきまりがあつて、その者に一時金を交付するということになつておるために、実際は設備買い上げに伴う失業であつても、その条件に合致しなければ一時金交付が受けられないといふようなことになりかねないわけがあります。したがつて、せっかくできた労働者を保護しようといふいい法律なんだから、それが立ち枯れにならないように何とか運用方法はないだろうかといふことにお願ひして、ひとつまあ労働省とよく連絡をとつて法をうまく運用するようなことを考えなければならぬ、一べん検討しましよといふお話だつたわけですが、その後、通産省と労働省でいろいろお話し合ひがあつたことと思つし、いま言ったような趣旨から何かうま

い便法が編み出されたかどうか、その辺の事情を両方からお聞きしたいと思ひます。

○説明員(加藤孝君) 現在の繊維産業離職者に対する一時金の支給状況について最初申し上げま

す。三月に二百六十九人の方について支給をいたし

ております。四月になりまして五百八十九人の方

について離職金をお支払いいたしております。累

計いたしますと八百五十八人、こういうことにな

っております。先生いま御指摘の、そういう制度

の面から、制度がきび過ぎるためにもならない

というふうな事情があるのではないかと、こうい

うあれでございますが、私どもとしましては関係

の労働組合なども、その辺につきましてはよく

事情を伺いながらこれを運用するということにつ

とめておるわけでございます。いま先生がおつ

しゃいましたその契約の締結という要件につきま

して、通産省とも相談をいたしまして、必ずしも

その契約の締結までには至っていないけれども、

これを買い上げるといふ事情について、通産省が

そういう申請が出ておるといふことで証明を出せ

ば、私どもはその前後一カ月でもかまわないとい

うような形の弾力的な措置をとりまして、現在そ

ういう運用をしておるところでございます。この

ますと、当初定められた契約の前後一カ月とい

ことは、弾力的にケース・バイ・ケースで運用し

ておると、したがって、通産省からの計画表に基

づく証明を持って行けば、現にそれは廃棄されて

いなくとも、そこで失業した者には一時金の支給

もあると、こういうふうな解釈していいわけでは

ね。

それじゃ、その次に移ります。実は、合繊業界

の問題についてお伺いするわけですが、現在、合

繊の設備投資については官民協議懇談会、まあこ

れは俗称でございますが、化繊工業協議懇談会方

式というのがありまして、そこで増設問題につい

ての話がされておる現状でございます。いま合繊

業界が設備投資も冷えて切つておるし、採算も非常

に悪い。日米繊維交渉もあつたでしょうし、通貨

の改定もあつたし、国内の不況、いろんな問題が

あつて、合繊が一番打撃を受けておるわけだけ

ども、その一つの大きな原因の中に、昭和四十四

年に協議懇談会で合繊の設備新設基準が拡大され

た。したがって、ここに多数の企業が設備拡張計

画を短期間に集中させた、そのための需給の

のを生み、そして不況というものを周期的に呼び

込むということにもなりかねないわけですが、それ

が派生して押し込み輸出ということになるし、そ

うすると輸入規制という問題を引き起こす。この

繰り返しはいかげんにやめなければならぬ。この

そういう意味で、私、何かいい方法はないだろう

かと思つておるんです。そういう意味での協議

懇談会方式というものについての見詰め方を聞か

してもらいたいと思ひます。

○政府委員(佐々木敏君) まず、先生おっしゃ

いましたように、昭和四十四年度にこの協議懇談会

の新増設の基準の幅を、従来の年間十五トンから

三十トンに引き上げたのであります。これは当時

業界は、私どもの判断をいたしまして、技術の進

歩によりまして、いわばスケールメリットとい

ふか、適正規模の範囲が大きくなったという判断

をしたわけでありまして。十五トンでは、やはり最

近における技術進歩の適正規模としては小さ過ぎ

るという判断をしたのが一つであります。それと

もう一つは、三十トンといふ、あるいは十五トン

といふにしても、それは上限でありまして、その

す。しかしながら、今後この協議懇談会の運用につ

ましては、特に私ども、これからきびしい繊維産

業の見通しでありますから、需要見通しについて

は、きびしい一つの厳密な推定に基づいた基準を

打ち出して、いたずらに過剰設備競争ということ

の起こらないように指導をしておきたいと、か

ように考えておる次第であります。

○藤井恒男君 非常に需給の見通しというものは、

業界が立てる需給見通しと通産省が立てる需

給見通しというものが必ずしも一致するとは私は

思えない、これはあたりまえだろうと思つて

す。しかし、需給見通しの狂いが、結局需給

ギャップを生み出し、輸出ドライブをかけ、しか

もそれは悪いことには、安値競争になるわけが

ね。そうすると、これは何をしておるかかわらな

い。国内もむだなことだし、外国からはダンペン

グといふことで問題をかもし、さらに輸入抑制に

追手をかける。どうもこれは単に合繊だけでなく

て、繊維全体に言えるこれは一貫した傾向なん

です。繊維産業といふものは、操短の歴史という

のは、まさにここから来ておるだろうと思つて

なんだけども、この二年間で、先ほど私ちょっと触れたように、必ずしもこの構想というものが実現するとは思っていません。だから、これは長期的に続けなければならぬと思うわけなんです。だけど、いままでの構造改善というのがややもすれば設備中心、いわゆる繊維工業の構造改善であった。これは、局長も答えになってきていることだけれども、まあ構想に三つの柱がある。その三つ取り上げると、過剰設備の処理が一つであり、それから二番目には設備の近代化、三つ目が生産規模の適正化、だから、過去四十二年から行なわれた構造改善、これから二年間延長しようという構造改善は設備の構造改善なんだ。しかし、環境がこれだけ変わり、輸出が対等になり、輸入量が増大する。しかも、いろんな新製品を開拓しなければならぬ、付加価値を高めなければならぬとすれば、設備の問題ももちろんそれも大事だけれども、総合的な繊維産業、それは流通段階をも含めた繊維産業というものの構造改善が必要だと思うのです。それが残念ながら過去にもやられておられないし、今度の二年延長にもやられておられない。だから私は、二年間で構想が終われば、何か抜本的な対策を立てなければならぬとするなら、産業としてのやはり技術策の設定が必要だろうと思えます。したがって、そういう面で、最後にまとめて一べん局長からもお話を承りたいと思うわけです。同時にまた、そういつた趣旨にのっとって大臣、ひとつ総合的な意味のことをつけ加えていただきたいと思えます。

時間がきたので、以上で終わります。

○政府委員(佐々木敏君) 繊維産業の構造改善は、まさに工業ではなくて産業という名前が示すごとく、流通段階を含んだ総合的な構造改善でなければなりません。私ども、繊維の流通の問題につきましても、非常に複雑でございますけれども、かねがねその実態調査を、国内、海外のこの繊維関係の流通部門の調査をいたしておりまして、近く産業構造審議会の繊維部会流通小委員会におきまして、繊維流通の近代化のための対策を

検討していくことになっておる次第であります。なお、特種法に関係いたしまして、たとえ、四十七年度の紡績設備の資金につきまして、その対象企業を、紡績業から最終段階までのいわば垂直的なグループを持つておる企業に對しまして傾斜的な優遇措置を講ずるとか、あるいは今後の事業協会における信用基金におきましても、そういった繊維産業の全体の流通問題につきまして近代化、合理化をはかっていく、かような考えで進めてまいりたいと思っております。

○國務大臣(田中角榮君) 繊維産業、先ほどから述べておりますとおり、国際的にも非常に問題のたくさんある産業でございますし、日本も、新しい角度から日本の新しい繊維産業の再編成、また、そのためにも構造改善を進めてまいらなければなりません。

二年間の期間を延長するというところをお願いしているわけでございますが、繊維産業も非常に複雑多岐であり、むずかしい産業でございます。国際競争力をつけながら新しい繊維産業として育て上げていくために、政府としても積極的な構造改善を進めてまいらうと、こういうことでございますので、政府だけでなく、これはもう国会の皆さんにも十分お力添え、また御注意等をいただきたい、こう思っています。二年間で一体できるのかということに端的に表現されておりますが、お、ほんとうにむずかしい仕事でございますが、国会でお願いしておる以上、二年間でめどをつけたいという強いひとつ姿勢を御了解の上御鞭撻をいただきたいと、こう思っています。

○藤井恒男君 終わります。

○須藤五郎君 この紡績業と織布業の構造改善事業が目標を達成できなかった原因は一体何なのか、という点を答弁していただきたい。

○政府委員(佐々木敏君) 紡績業と織布業につきましては、四十六年度末におきまして構造改善がおくれたのでございますけれども、その原因いたしましたしましては、まず、四十二年当時想定いたしました経済環境見通しが非常に変わってきた。もち

ろん、いろいろな角度から諸条件を勘案したのでございするけれども、当初の見通しに對しまして、非常に経済環境が変わったということが一点でございます。

次に、それに基づきまして、やはり業界としては、その間における不況の時期におきましては、特に投資意欲が非常に減退してしまつたというふうなこともあげられるかと思ひます。

それと、さらにこの期間中におきまして、相次いで高性能の設備が開発、実用化されるに至つたのでありまして、その高性能設備の開発まで、実用化段階まで業界としては投資を見送つたというふうな事情もあろうかというふうな考えをしております。

○須藤五郎君 いま、目的達成ができなかった原因を政府は三つあげられたわけでございますが、次の質問に移りますが、紡績業のグループ化、これは何でしよう。構造改善事業は、一は設備の近代化、それからグループ化ですね、それから過剰設備の廃棄、この三本柱から成つておると思うのですが、目標は紡績業で百二十万錠の精紡機の廃棄を達成しただけで、全体として未達成となつておる、この言わなければならぬわけですね。その達成できなかった理由はいま政府がおっしゃつた三つと、こういうふうには思ひますが、紡績業のグループ化は四十六年九月でわずかに九グループ、三十五企業、七十二万一千錠で中小紡績全体の一・八%、設備数で一六・七%にすぎないわけですね。一万錠未満の企業が依然として過半数を占めておるといふことははっきり言えると思ひますが、過半数の企業が政府の構造改善に批判的であることを明らかにしておる、この私は思ひますが、これは一体なぜでしょう。

○政府委員(佐々木敏君) 先生おっしゃいますように、紡績業の構造改善の三つの柱のうちで、生産規模の適正化、すなわち中小紡績業につきましては、グループ化ということが掲げられておる次第であります。グループ化につきましては、紡績業の共同販売とか、あるいは伸子の交換とかその

他であります。いままでのところは御指摘のように九グループ、三十五企業、錠数で七十二万錠ばかりでありまして、非常に低いわけでありまして、非常にこれは遺憾なことを考えている次第であります。

原因につきましては、一般的には先ほど申し上げたようなことがあろうかと思ひますけれども、ただ、紡績業のグループ化は、必ずしも中小紡績全體に對してグループ化が必要であるということではございません。利益のある量産品種を主体に經營しておる中小紡績につきましては必要でございすけれども、多品種少量生産というふうな糸を生産しておりますような中小紡績につきましては、必ずしも必要でないという面もあるかと思ひます。

先生御指摘のように、中小紡績のグループ化が進まなかつたことが、この構造改善に對して紡績業が批判的であるということでは私どもないと、かように確信している次第でございます。

○須藤五郎君 じゃ批判的でないというならば、なぜそういうことになっておるんですか。やはり批判的な立場をとつておるから、そういう結果しかあらわれないと言へるんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(佐々木敏君) ただいま申し上げましたような、一般的にはそういう三つ程度の事情もございすし、また、その後におけるファッション化、高級化、多様化というものが当時予想いたしました以上に繊維につきましてもは発展をいたしましたのであります。そういう高級化、多様化というふうな場合には、必ずしも中小紡績のグループ化というものが唯一絶対の対策ではない、かような実態もあろうかと思ひます。したがって、グループ化は一般論として必要でありますから、私ども遺憾ではございませんけれども、もちろん、今後その必要のある分野につきましては、できるだけグループ化を進めていくつもりでございますけれども、実情はただいま申し上げたような実情であつたかと、かように考えております。

○須藤五郎君 織布業の場合ですね、過剩設備の廃棄は十二万六千台の目標に對しまして、実際には二万九千台しかやられていないということですね。これは、目標そのものに私は無理があったのではないかと、こういうふうに思いますが、なぜかという結果になっておるか。

○政府委員(佐々木敏君) 先生御指摘のように、過剩設備の廃棄は当初は十二万六千台を予定いたしましたのでございまして、しかしながら、四十六年の末までにおきまして転産業の買い上げが三千台、上乗せ廃棄——新しくつくり出す場合に古いものを〇・五程度廃棄するという、その上乗せ廃棄が二万六千台、非常に少なかったわけでございます。

実は、これに對します私どもの反省といたしましては、この転産業者の買い上げにつきましては、一台当たり平均単価十万円であったのであります。その十万円がやはり少なかったのではなからうかと反省をいたしております。しかし、それ以外に先生御承知のように、昨年来から自主規制対策の救済対策、これは政府間協定の救済対策をいまだ別途実施をいたしてございまして、その買い上げは、実は、自主規制分といたしまして四万六千台買い上げをいたしてございまして、また、政府間取りきめ分といたしましては本年度、来年度は十万台を予定して現在進捗中でありまして、ただいままでにきまりましたものは二万一千台であります。したがって、政府買い上げの合計六万七千台と、先生御指摘の二万九千台、合計いたしましてその九万六千台がたゞいままで処理されておるといふような実情でございます。

○須藤五郎君 いまのあなたの話にもありますように、最初の計画どおりいかなかったのは、価格の点やいろいろな点で反省をしておることには、政府の計画が甘かったと、こういうことにならなければいけません。やはり相手のことを配慮しないで、こちらで一方的にものをきめて、そしてそれを押しつけた結果がこういうことになってきておると、こういうふうに言わなきゃならぬと思うの

ですがね。やはり政府の目標、また、やり方に無理な点があった結果がこういうことになってきたと、そういうふうに私は理解しておるわけですが、政府は、八万台、二万企業と推定される無登録機ですね、これを法律違反だ、取り締まると、こういうふうな言っておるわけですね、今度、しかし、無登録機が存在してきたのはそれなりの理由があったからであります。生業の零細な企業がほとんどであるわけですね。昭和三十八年に織機の登録制度ができて、比較的大きな織機はみな登録したわけですね、そうですね。しかし、その後の人手不足から大きな織機は、登録した自分の織機を遊ばせておいて、仕事を零細な業者に発注してきた。これも先ほどの質問にも出ておるよう

に思いますが、無籍を持つ零細業者が生産を行なってきたわけですね。こういう経過があるにもかかわらず、政府の買い上げの対象はほりりをかぶった遊休織機だけである。政府は、実際に生産を行なってきた零細業者をどう救うつもりか、この点をはつきりさせることが重要だと思つておる。もし政府が無登録機をなくす政策をとるのであれば、零細な業者が生きていける道を私は保障しなければならぬと思つておる。このような業者が希望すれば、無登録機を買い上げるべきであると思つておる。その点はどういうふうな考えでござい

ますか。さもなくば、政府の構造改善事業はこれらの企業は情け容赦なく取りつぶすものであると、こう言わなければならぬと思つておる。これは人々の支持も共感も呼ぶことはできません。おそらく私は、成功しないと思つておる。無登録機に對する現在の政策は変更すべきである、希望に應じて買い上げるべきであると思つておる。政府はどういうふうな考えでございませぬか。大臣、答えてください。

○国務大臣(田中角榮君) 無登録織機につきましては、先ほどおられる申し述べておられますように、いま調査中でございます。実態を把握しなければなりません。把握をしたら、何らかの処置をしなければならぬ。処置をするということとは、

将来かかるものが起きないようにしなければならぬということでありませぬ。また、無登録織機というものがどんどん出るといふことになれば、国民の税金をもつて買い上げをすることはできません。国民の税金を支出をして買い上げをするとするならば、今度は再びかかることはいたしませんという、少なくとも保証を国民の前に申し上げなければならぬわけでございますから、そういう意味では無登録織機の処置というものを對しては、国民のやっぱり理解を得られるような状態になければならぬ、こう思つておる。公式に申し上げておるのはそこまでなんです。

ところが、いまあなたはおかしいことを御発言になつた。それは、実際においては、ある時期においては登録織機を遊ばしておきながら、無登録機で零細な下請に生産せしめた、そういう実態はあります。確かに、が、そういうところの調整をどうするかということなんです。しかし、それは、それもなかなかたたくまいと、ころもあるのです。実際にはそれは本業ではなくて、ちゃんと別に農業をやつておられる、ずっと長いこといってきただけは無登録織機を稼働せしむる、ある時期にはまたそれはもう納屋の二階に上げておく、こういうものもあるのです。私も幾ばくか知らないわけではあります。私の選挙区にそういうものはいないから、だからそういう意味では、通産省の局長よりも私の方がよく知つておるかもしらぬのです。ですからそういう意味で、まあ四角四面、ただ四角定木で無登録織機を処理してしまふわけにはまいりませぬ。まいりませぬが、やはりもう十万台以上も三年間にわたつて国民の税金をしてこれ買い上げ、破産をする、こういうことになっておるわけですね。これは場合によつては無登録織機の措置を講ずると、封印をしたことにして、そのままにしておくと同じことにもなりませぬ、買い上げて破産をしないということにもつ

なつておるわけでありませぬ。同じことにならなければならぬ、これはまず実態をつかんで、七万台あるのか、八万台あるのかということにしまし

て、そうしてこれはまあ確実に破産をするのがよいのか、一〇%というものを登録をして、それは封印をすることがいいのか、その封印に對してはだれが一体責任を負うのか、封印をする場合には一体何%というものの補償を要するのか、これらのそういう問題をこまかくいま勉強しなければならぬのです。いまあなたの御質問に、全部こたへたいたしません。ですから、実態を十分に把握して、それからまた皆さんの御意見もあるし、中にはもう無登録織機のない地域もあるのです。ところが、山梨県のように無登録織機のうんとあるところもあるのです。ですから、地域によつて違ふのであるし、一樣にこれを面一、一律的に措置するということもむずかしいのです。ですから、そういうことを十分勉強しまして、国民の税金を使うわけですから、私は、やっぱり石炭対策のように国民が理解をするということではなければならぬということ、ひとつもう少し検討いたします。

○須藤五郎君 最初、前の質問で私は、織布業の場合、過剩設備の排除十二万六千台、こういう目標を立てたわけですね。ところが、それが実際には二万九千台しかできなかった。その十二万台で二万九千台しか進まなかったのが、いま九万六千台は買い上げた、あとのほうであなたが答弁されておるわけですね。そうすると、いま八万台無登録機が残つておる。これは、買い上げたのは無登録機じゃないのが入つておるわけですね。

○国務大臣(田中角榮君) そうです。

○須藤五郎君 そ、ちよつとはつきりするために聞いておきますがね。そうすると大臣、八万台が残つて、大体二万世帯です、これ二万企業ですから。こういう膨大なものが、政府が努力したにもかかわらず残つておるといふところは、残らざるを得なかつたという事実が私はあるように思つておる。これ、するとね、やはり大臣として考えてもらうために、私、変な例ですけれども、これは例にとつては当然らぬかわかりませぬが、かつて本院に売春禁止法がかつたことが

ありますよ。私は売春禁止法には賛成なんです。しかし、私はそのとき討論に立ちまして、まあその法案には賛成だ。しかし、こういう法律が通っても、売春というものはなくなりませんよ。私はそのとき言ったんですよ。というのには、売春という行為をなくすためには、いわゆる本能的に性的要求ができてきた男子でも女子でも、やはり結婚ができるという生活条件を私はつくることが必要だと思ふのです。住居の点も報酬の点もです。そして、自分たちが愛する異性と一緒の家をつくるという条件をつくらないで、ただ法律さえつくったら売春はなくなるのだという、そういうもの考え方は甘いと、こう私は言ったんです。そして、なおそのとき私は、よいなことだったかも知れませんが、青年が何れも好んで売春婦を買いに行くでもないんだ、ただ自分たちの本能を満足するためにそういうことになるんだから、そういうことをしないでいいようにしない、それよりも、売春禁止法をつくる前に、二号さんを持っている、それを禁止したらどうですかと、私はそのとき言ったことがありますよ。そうしたら、そのときの委員長が、二号さんは恋人だから差しつかえないんだと、こう言うから、それはおかしい理論だといって私は笑ったことがあるのですが、それと同じように、これを私は例をあげることは不適当だと思ふすけれども、法律はつくっても、それが守れる条件をつくってあげないと法律というものは守れない、私はこういうふうに思ふのですよ。

それで、田中通産大臣も、大いに手腕を發揮して、無登録機械は法律で禁止するといふ前に、無登録機械使わなくてもちゃんと生きていけるという、そこをしっかりと守っていくということが政治として重要な点じゃないかと、私はそう思ふですよ。そうでなかったら、幾ら法律をつくっても守れない。法律違反だといってそれを処罰するようになるとしたら、これはたいへんなことになってくると思うのがね。そのために私は、一つの例として無登録機械も、売りたいという人が

あったら政府は買いに行ったらどうだということ一つ提案をしておるわけなんです。大臣、そういう点はあなたはどういうふうにお考えになっておるか。これからの方向として私は聞いておきたいのです。

○國務大臣(田中角榮君) 無登録機械があることは、もう世間周知になっておりますが、その実態はつかんでおりませんから、これはいま調査中でございます。調査をすれば登録をするか、破砕をするかどうするかという問題、処置を考えなければいかぬのです。しかし、これは正規な登録機械と同一にするわけにはまいりません、いづれにしても、これは違法なものでございまして、同一な処分はできないのでございまして、同一な処分はできないにしても、何らかの処置をしなければ将来禍根を残すということであるならば、これはしなければならぬのです。これは全然ないということになれば、買い上げはやめまされ、国民の税金をもちて幾らでも買いますというわけにはまいりません。一定の条件を具備するものであり、しかも、それが将来の政策的効果をあげるべきならば、国民の税金をみだりに使用するわけにはまいりません。そういう意味で、やはりこの処置に対しては大方納得するものでなければいかぬ。将来同じ轍を繰り返さないというところで言えば、やはり歯どめが絶対必要であるということでは当然でございまして、ですから、あまり難のなかつたものを籍に入れるんだというふうなことではいかぬんです。そのくらのことは百も承知しておられると思いますが、そんなわけにもまいりません。ですから、これはとにかく実態を把握して、国民の皆さまが理解を示される処置をしなければならぬ、こう思ふます。

ない仕事なんです、なかなか。ですから、もうさざんざんまいてしまつてどうにもならなくなる、まあ機を捨てて、織機だけでもどこかへ残しておこうという、こういう非常に農民がくわやうきに愛着を持つと同じように、織機に対して愛着があるんです。もう一つは、織機業者というのがあつたわけですね。織機という機械をつくっている業者がおりますが、それはコンスタントに売れない。景気に左右されて、全然製作や商売が落ちるときがありますから、そのときには、金はいつでもいいし、ひとつおつくりになっておいてくださいと、こういういろいろな関係がございまして、簡単に需要供給の面だけでもって無登録機械ができるというわけでもない、いまこわさなやなやならないというふうな、買い上げなやなやなというふうなときに、もうすでに五年後を考えながら大にどどん変えて、注文をしたり、手付金をみんなパーにされたり、いろいろな問題が起つておるのは、これはこの業界自体が絶えず時代に即応していかなきゃならぬという苦悩の姿であるというわけでありまして、全く画一、一律的に見向きもしないのだというわけにはいかぬので、政策メリットをあげるためには、やはり万全の措置を講じなやならぬといふことであります。全部やるわけにもまいりません。通産省が公式にお答えをいたしておりますように、無籍でございまして処置をいたしません、これは違法のものでございまして、そこが大臣のやはり考えなやならぬところでしょう。ですから、いま実態を把握しておる、一生懸命でもって実態を調査をいたしております、業界とも個別の二万軒の業者が納得するようやなやなやな処置をしなければいかぬ、このようにございまして、そこはひとつ調査の推移に待つていただきます、こう思ふます。

○須藤五郎君 あまりくどくは申しませんが、けれども、やはり八万台、二万業者が今日まで無籍織機を持ってやっておるというところには、やはりそれ相場の理由があるわけなんです。大臣も、昔からずっとやつてきた執念もあるということをおっしゃる。私はそのとおりだと思ふのです。大体こういう人たちはもう相当の年齢に達した人なんです。そういう一城のあるじとしてそこで長い間やつてきたものを、もうやめてしまつて、おまえら職人になれといつたつて、そんなこと簡単にできるもんじやないんですよ。そのくらいのことには大臣もおわかりのことだと思ふのです。だから、こういうやり方ではいかぬのであり、やはりそこに業界が納得のいくやり方というものをひとつ検討して、そしてやっていくということが私は必要だといふことなんです。単なる人情論なんじやないんですよ、私の言っているのは。ところが、通産省は四月二十六日、織機雑貨局長名で無籍織機実態調査についての通達を出して、六月十日までに無籍業者から誓約書をとるよう指導しているわけなんです、ここにあらす。その報告のよりますと、この調査確認にあつた、監視委員が零細業者に対して、この調査は第二次登録のためのものだ、従来の登録のワケをふやすためのものだから、誓約書をとるという事実があるわけなんです。第二次登録といふことを政府は方針として打ち出しているのかどうかですね。第二次登録を行えば第一次登録のように買い上げの対象となるなど、第一次登録と同様の取り扱いを受けるのかどうかという点ですね、それをお答え願ひたいと思ふます。

○政府委員(佐々木敏君) 先生のおっしゃいますのは、先ほど大臣が申しました、やみ織機については、先ほど大臣が申しました、やみ織機についての通達でございます、六月下旬までに全国の実態確認を終わるということでございます。ただ、先生のおっしゃいましたように、今回の実態調査、その調査対象設備を第二次登録とか、そういったことでもって説明はいたしております。

○政府委員(佐々木敏君) 先生のおっしゃいますのは、先ほど大臣が申しました、やみ織機についての通達でございます、六月下旬までに全国の実態確認を終わるということでございます。ただ、先生のおっしゃいましたように、今回の実態調査、その調査対象設備を第二次登録とか、そういったことでもって説明はいたしております。

ただ、実態調査漏れのないように、できるだけ全部確認をしたいという立場から、その確認でもって直ちに告発するものではないというような説明はいたしております。したがって、先ほど申し上げましたように、この実態調査が全部済みまして、やみ織機の実情というものを全部把握いたしました。それによって今後の対策を考える方針でございます。先生おっしゃいましたように、これをもって直ちに合法化するか、あるいは買上げの対象にするかということ、現在は考えておりません。

○須藤五郎君　そうすると、監視委員が零細業者に対してこういうことを言っているという事は、とんでもない、間違いだ、という事は絶対と考えてないということですね。

○政府委員(佐々木敏君)　そうでございます。ただ、いま申し上げましたように、この調査によってこれが直ちに告発につながるものではないという説明はいたしております。

○須藤五郎君　それでは、告発の意思もないし、また、そうかといって第二次登録をしようということでもない、こういうことですね。実態を把握するためのものだ、というふうでございます。

○政府委員(佐々木敏君)　さようでございます。○須藤五郎君　無籍の確認調査にあたりまして、零細な業者から誓約書をとるために、何の根拠も利益もない第二次登録などというふうな話で、素朴な業者を感得せ、口車に乗せるようなやり方は、私はとるべきではないと思つてます。あなたはそうじゃないとおっしゃるが、しかし、地方に行くところ、こういうことが行なわれているということ、私のほうに報告がきているわけなんです。だから、そういうふうな話で零細業者を迷わしてはいかぬと思うんですね。通産省は、第二次登録などといって誓約書をとってはならないという通達を出したらどうでしょうか。そういうことがさ

ら、愛知県です、これは。だから、あらためてそういうことはすべきでない、ということを、私は、

通産省として通達を出されたらどうかと、こういうふうにお考えですか、どうですか。

○政府委員(佐々木敏君)　そのような第二次登録というふうなことは、現在もちろんきまっています。わけではございません。したがって、そのような言い方でもって現地の実態調査の職員が言っておるといたしますれば、私も通産局、あるいは各工連を通じてそのようなことのないように十分指導をするつもりでございます。

○須藤五郎君　政府の構造改善がうまくいかなかった原因は、くどいようでございますけれども、政府のあげたようなところにあるんです。そのものには私はあるのではないかと、構造改善政策を、上から計画を押しつける。一部の企業——大メーカーや大商社とつながる企業はよろしいけれど、そうでない中小零細企業は整理を促進する、という政府の政策そのものに私はあるんじゃないかと思つてます。そのことは、これまでの答弁の中にもあらわれてきておると思うんです。この構造改善そのものの目的は、中以上の大企業をうまくやっていくため、要するに零細企業を切り捨てていく、協業制とか何とかという

ことは使っているけれども、結果的に言えば、小さいところは切り捨てにあわなきなやならぬという、そこに、そういう政策そのものに私はあると思つてますが、業者の経営と生活を守ることを基本として、中小業者の自主的な近代化、自発的な協同化の機運をつくり、業者の自主性を尊重して、それらに対して必要な助成を行なうようにすべきであると思つてますが、どうでしょうか。こうしたら私は、構造改善もうまくいくんじゃないかと、こういうふうにお考えに思つていますが、大臣、どういふふうにお考えになりますか、その点は。

○国務大臣(田中角栄君)　構造改善——この繊維企業そのものの様態が非常に複雑多岐でもあるし、また、新しい繊維企業というものに対して、また、この企業はこういうものに転業し

ろ、この地域はこういうものに転業しろということ、全部を青写真にして、そのとおり進めるといふには、やっぱりなかなかむずかしい企業でございます。まあ米の総合農政のようなものでございまして、もつと複雑かわかりませんが、そういう意味で、やっぱり政府がやってきたものは、第一段階としては、やはり方法としては正しいと思つてます。あなたのお考えになつても、これ以上、そんなにいい話はないんじゃないですか。これは全くベストであり、ほんとにこれはそういうように効力がなかったんじゃないかと、そんな

に別なものはないんです。ですから、やはり第一回は構造改善事業を進める。で、それなりの理由があつておくれましてから、二年間ひとつ延ばしていただく、こういうことと、繊維企業というものの近代化、一口で近代化といつても、繊維企業には、しほりなどはおぼあさんが一人でもやっておられるところもあるんです。ですから、全部が全部一定規模以上のグループ化や中小企業の大企業化、こういうことを申し上げた面もございまして、こういうことを申し上げたので、その実態に合うようなものは自然と積み重ねられてくるというので、私は、今年二年間延長することは、いままでの実績の上に立つておりますから、もつと効率的であり、投資効率もあがる

と、また、繊維企業そのものの構造改善や近代化も十分進むと、また進まなければならぬと、こういう意欲的な考え方に立つておられるわけでございます。ですから、まあ非常にどうもいままで何年間かかかつて失敗したじゃないかというところ、ただウエートを置かないで、これからに希望を持って、ひとつ合理的な構造改善を進めるということでございます。

が国民の中にあるということ、こういう零細企業の中には、ああいうことを言つておつても、おれたちはつぶされるんだと、こうとしか受け取れないという点もあると思つてます。ですから、やはり零細企業の信頼を得るという点で、りっぱな政治をやつていかないと、そう簡単には信用しませんよ。やはり警戒が先に立つんですから、ですから、これからの政府のやり方をひとつ拝見しましょう。りっぱなことをやつて、こういう人たち喜んで政府の方針に従えるような政治をやつてくださいます。それでないでございせんよ。それがいままでの状態なんですね。

織布業における賃金上昇率見込みについて伺います。四十五年十二月八日の「特定織布業の構造改善対策の今後の進め方」についての織布工業審議会の答申では、織布業の体質の強化が十分に実現されていない原因として、設備ビルドのおくれをあげ、さらに計画を上回る賃金の上昇をあげておられます。ここにありますが、今回の目標をつくるにあつては、賃金上昇率を何%と見込んでいらっしゃるのか、お答えを願ひたいと思つてます。

○政府委員(佐々木敏君)　構造改善の二年延長につきまして、新経済社会発展計画にございまして、年率一・一%というものを想定数字として採用した次第でございます。○須藤五郎君　振興基金についてちょっと質問したいと思つてますが、国の費用十億円、民間から三十数億円、これらを合わせて約五十億円近い振興基金ができるわけでございますが、この利用が、実際には大メーカーや大商社につながる一部企業に片寄り、多くの中小零細企業は利益を受けることなく放置される心配があるわけですが、そういうことではないのか、それをどういふふうにしていくのか。

ただ、この基金の民間からの出捐金は、今回の設備買い上げ対象業者から出捐することになっております。その設備買い上げの対象業者には大企業は含まれておりません。したがって、出捐金の性格からいまして、むしろ中小企業関係に相当程度のウェイトが置かれるだろう、かように考へる次第であります。

なお、プロジェクトの選定につきましては、そのつど通産大臣の承認にかかわらしめておりますから、通産省としては、十分に指導、監督するつもりでございます。

○須藤五郎君 まあ中小企業、零細業者を手厚くやってくれと、そういうことですね。大企業よりもむしろそういう方向にいくと。

この間、ここへ参考人が来ましてね、一ドル二百七十円のレートでこれからやっていくんだという発言があったわけですね。これは二十四日ですね。現在、一ドルを二百七十円で計算して取引しているんだと、現にやっておるという話がありました。それについて、まあ民社党の方もちょっと質問したことがありますね。きょう二十九日の発表ですが、銀行の六カ月先の輸出予約相場ですね、それが、二十五日には二百九十七円から二百九十八円ぐらいたったわけですね。それから、きょうのあれによりますと、二百九十八円から二百九十九円になってますね、十月渡し。どう考えても、二百七十円は円が高過ぎるようには思われないですが、大臣、そうすると、その分だけドル価格を高くしておるのかどうかという点ですね。円の再切り上げを見込んでおるのではないかと、こういう疑問が出てくるわけですね。その点をひとつ大臣、責任のある答弁をしておいていただきたい。

○國務大臣(田中角榮君) これは、六カ月先の輸出というところを見越しておるんでしようが、いま言ったとおり、いまの相場は二百九十八円、二百九十九円というところでございますから、二百七十円は安過ぎるという感じは、私もそう思っております。しかし、六カ月前という為替市場での取り引き例というのはほとんどありませんので、こ

れはいまの円が高いかどうかというところは、比較しては論じられない、例があまりないので。しかし、いずれにしても、二百七十円というのはどうも少した過ぎるような気がいたします。私はその面にそう思いたしまして、それだけたく、円高で契約をするということは下請をいじめることになる。数量ではやっぱり自費をしなければならぬ状態になっております。で、価値の高いもの、質の高いもの、同じものであっても輸出価格を上げてほしい、こう言われておるときでありますし、円は切り上げられておるのでありますから、だから、そういう意味ではもう少し考えなければならぬのではないかと、いまこそ輸出価格を引き上げたものの半分は、何といても生産者に割り戻しをしなければならぬし、そうするのにはいいときである。量では規制をされることとありますので、それと、やっぱり契約をしておる輸出業者は、大体メーカーに対しては、固定資産の投資をやるときには三分の一ぐら、みな金を出してやっておるわけですね。そういうものを償却してやってもいいし、もつと設備の改善とか構造改善に力をつけてやるためにも、どうも少し二百七十円は安いということ、私は、もう二カ月前ぐらいから衆参両院で答弁をしたときには、どうもこの五円になるか、十円になるか十五円になるかわかりませんが、どうもあなたが言うように、これは円の再切り上げを考えたものではないというところは言えます。いま円の再切り上げをだれも考えておりませんから、これは言えますが、この二百七十円というのは、円の第二次の切り上げ、切り上げと願っておるころきまったレートに近いものでありますから、もう少し引き上げることが望ましい。だから、そうでないところのくらのコストで、実は、繊維交渉が終わってからですが、輸出価格はだれだけ引き上げられる、その間だけだけのマージンがどこでもうかっておるのか、いま通産省が専門的に追跡調査を行ないます、こう言っているんです。場合によってはこれを公表いたします。また公表しなくても

も、ちゃんと分配されることとございますが、やっぱり中小企業を守らなきゃならない立場にある、構造改善を進めなきゃならない立場にある通産省でございますから、そう言って、正常な取引を引きやってもよろしく、少なくともしわがメーカーや中小企業、零細企業に寄らないようにということを考えておりますので、公には円の再切り上げなどを考えたものではありません。こう申し上げますが、少し何か円高のような感じがいたします。

○須藤五郎君 最後に、私たち冷静に国内の繊維産業と見ておるといって、そうすばらしい景気とは思えないんですね、現在、ところが、株価は、繊維産業ですね、ずいぶん上がってきておるようになっておるんですよ。一時、もう株価の額面まで下がったような株も、いまその三倍くらいにもなつてきているんですね。これは一体、どういうところからこういう原因があるのか、大臣は、この現在の繊維産業の株高ですね、どういふふうに受けとめていらっしゃるのか、ちょっと説明をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) これは繊維産業だけではなくて、株式市場全部が好況であるということとあります。しかも、もう配当性向などを考えておらない、含み解散価値ということ、堂々と論じられているのですから、どうもちょっと首肯しがたいところがございます。まあしかし、日本はいままで株価が安かったということは言えます。幾ら何でも年率一〇%ずつ成長をしておって、しかも、自己資本比率が一六・一%というのですから、世界で一番企業として収益率のいい企業であつて、自己資本率が非常に低く、資本の自由化をすれば、いつでも乗っ取られるようなあぶない体制にある。国際的に見たら、やっぱり株式市場としては非常に好ましい市場であることは事実であります。そういう意味で、一ドル株式になるということは常識的にいわれておったわけでありまして、一ドル株価になつてきつたわけです。そういう意味からいって、国際的に見れば、

ニューヨークの株式、そういうものに比べて日本の一株当たりの株価は高いとは言いきれない。しかし、いままでの日本の状態における株式から考えると、どうも日本最大の企業だといわれるところの東京電力や新日本製鉄の株価に比べて、ほかの株価が少し過ぎるという感じはこれはいふまでもないのであります。そういう意味で、繊維なども、これから非常に困難な前途を予想されるにもかかわらず、株価というものは、やはり繊維企業というものは大体百年間ぐらいの歴史を持つておりますから、土地でも売って清算でもすればいい、清算価値にすれば、いまの株価ぐらいいはあると思ひます。これは、しかし、繊維企業は清算するのではなくて、国際的な経済波動に対応しながら、これに耐えながら、商売をしていかなければならぬという面から考えなければならぬと思ひますので、まあ安いか高いかということ、これはもう議論の存在するところでございます。しかし、この株価にこたえられるような業績と構造改善を進めなければならぬ、こういうことです。

○須藤五郎君 えらい大みえを切られましたが大、大臣、昔からこういうことがいわれておるんですよ。株の値が上がつてくればインフレーションは終息の時期になつてくるんだ、こういうことが昔からいわれているんですね。大臣、これに対してあなたのお考えをひとつ伺つておきたいのです。日本のインフレーションですね。これと株価との関係がどういふ関係にあるのか。

○國務大臣(田中角榮君) 日本は、インフレーションが進行しているとは考えておらないんです。インフレーションということになると、一番の問題は卸売り物価が問題になります。世界に類例のないほど卸売り物価が安定しております。消費者物価というものは、これは消費者物価の内容もありません。質もありません。消費物価にとつていろいろのものをとつておりますから、これは生活の量もあるし、質もあるということ、これが必ずしも日本がインフレ的な傾向の中にあつて、歯

どめのきかないような状態や、スタグフレーションの状態にあるとは私は考えておりません。おりませんが、株価高のつにはデノミネーションをやれば不動産と株価が上がるのか、百分の一になれば五十円の株が何十銭になってしまうというところと幾ら何でも安いという感じがありますし、何かデノミネーションとデバリュエーションと同一に考えているという面もありますし、これはたんに預金も全部出して何かにおかないといえらぬことになるんだ、二十五年前新円交換をやった感じがまだある。そこにもってきて外貨インフレといわれておりますが、外貨と円価の関係がありますために、外貨が、きよりの閣議でございまして、去年一年間で対外債務と対外債権との差額は百億ドルであります。四十二年にはこれがパーであつたわけでありまして、四年間で対外債権は百億ドルふえたわけでありまして。そういうことで、四年間で百億ドルの外貨がふえ、対外債務と債権との差額が百億ドル四年間でふえておれば、結局流通する円は非常に多いわけですから、そこに史上最低の金利政策を推進するということでありまして、株価はやはり好調であるということでもあります。しかし、こんなときにはやはりインフレーションという懸念が起るわけですが、大きな予算を執行しておりますし、みな条件はそろつておるようですけれども、景気が沈滞しておる。これがどうしてもなかなか浮揚しないという現実を徴して、インフレーションという議論は、私は、いま考えないでいいんだらうというふうな——こまかいしきいな配慮は必要でございまして、インフレーション傾向をこわがるよりも、やはり景気浮揚というもののほうにウエートを置いて考へて政策を進めて間違いないだらうと思つております。

午後四時一分散会
五月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月二十七日)
一、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案
五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、工業再配置促進法
工業再配置促進法案
(小字及び一は衆議院修正の部分)
工業再配置促進法
(目的)
第一条 この法律は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場等の移転及び当該地域における工場の新増設を環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もつて国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。
(移転促進地域及び誘導地域)
第二条 この法律において「移転促進地域」とは、大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場等の移転を図ることが必要な地域で政令で定めるものをいう。
2 この法律において「誘導地域」とは、次に掲げる地域をいう。
一 工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県で政令で定めるものの区域(政令で定める要件に該当する市町村の区域を除く。)
二 前号の区域とその区域が接続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が同号の区域における工業の集積の程度及び人口の増加の割合に類する市町村で政令で定めるものの区域

(工業再配置計画)
第三条 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない。
2 工業再配置計画は、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場等の移転に関する事項、誘導地域における工場の新増設に関する事項、工業の再配置に関する事項、環境の保全及び労働力の需給に関する事項その他工業の再配置に関する重要事項について定めるものとする。
3 工業再配置計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、産炭地域工業導入基本方針その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。
4 関係府庁長官等は、工業再配置計画に関し、通商産業大臣に対し、意見を申し出ることができる。
5 通商産業大臣は、工業再配置計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(指導及び助言)
第四条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、工業再配置計画に定める目標を達成するため必要があると認めるときは、製造の事業を営む者に対し、移転促進地域から誘導地域への工場等の移転又は誘導地域における工場の新増設に係る立地に関する事項について指導及び助言を行なうものとする。
2 関係行政機関の長は、その所掌する事項について必要があると認めるときは、前項の指導及び助言に関し、通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣に意見を述べることができる。
(認定)
第五条 製造の事業を営む者で移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転しようとするものは、当該移転に関する計画を通商産業大臣及び

当該製造の事業を所管する大臣に提出して、その計画が、法律の規定に基づく特定の地域への工業の誘導に関する計画に適合することが確認されていること。その他の政令で定める要件に満たないこと
該当するものである旨の認定を受けることができる。
2 製造の事業を営む者が前項の規定により移転に関する計画を提出する場合には、当該誘導地域の都道府県知事の意見を添付しなければならない。
3 前二項に規定するものは、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
(法人税又は所得税の課税の特例)
第六条 製造の事業を営む者で移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転しようとするものが当該工場において当該事業の用に供している減価償却資産を前条第一項の認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該製造の事業を営む者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。
(固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、認定計画に従つて移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転した者について、当該移転による機械及び装置若しくは当該事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合は、これらに対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方

公共団体の当該各年度分の減収額（これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（財政上の措置等）

第八条 国は、移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を円滑に推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるとともに、必要な資金を確保するよう努めなければならない。

（地方債についての配慮）

第九条 地方公共団体が誘導地域における工場の新増設（移転促進地域からの移転に係るものを含む）を円滑に推進するために行なう工場用地の造成その他の事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

（施設の整備）

第十条 国及び地方公共団体は、誘導地域において道路、通信運輸施設、厚生施設、教育施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

（工場用地の造成）

第十一条 誘導地域において工場用地を造成しようとする者は、環境の整備その他の環境の保全に配慮して行なうよう努めなければならない。

（工場跡地の利用）

第十二条 国及び地方公共団体は、移転促進地域における工場の新増設に係る工場跡地が公共の用途その他住民の福祉の増進に資する用途に利用されるよう努めなければならない。

（報告の徴収）

第十三条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、製造の事業を営む者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

できる。

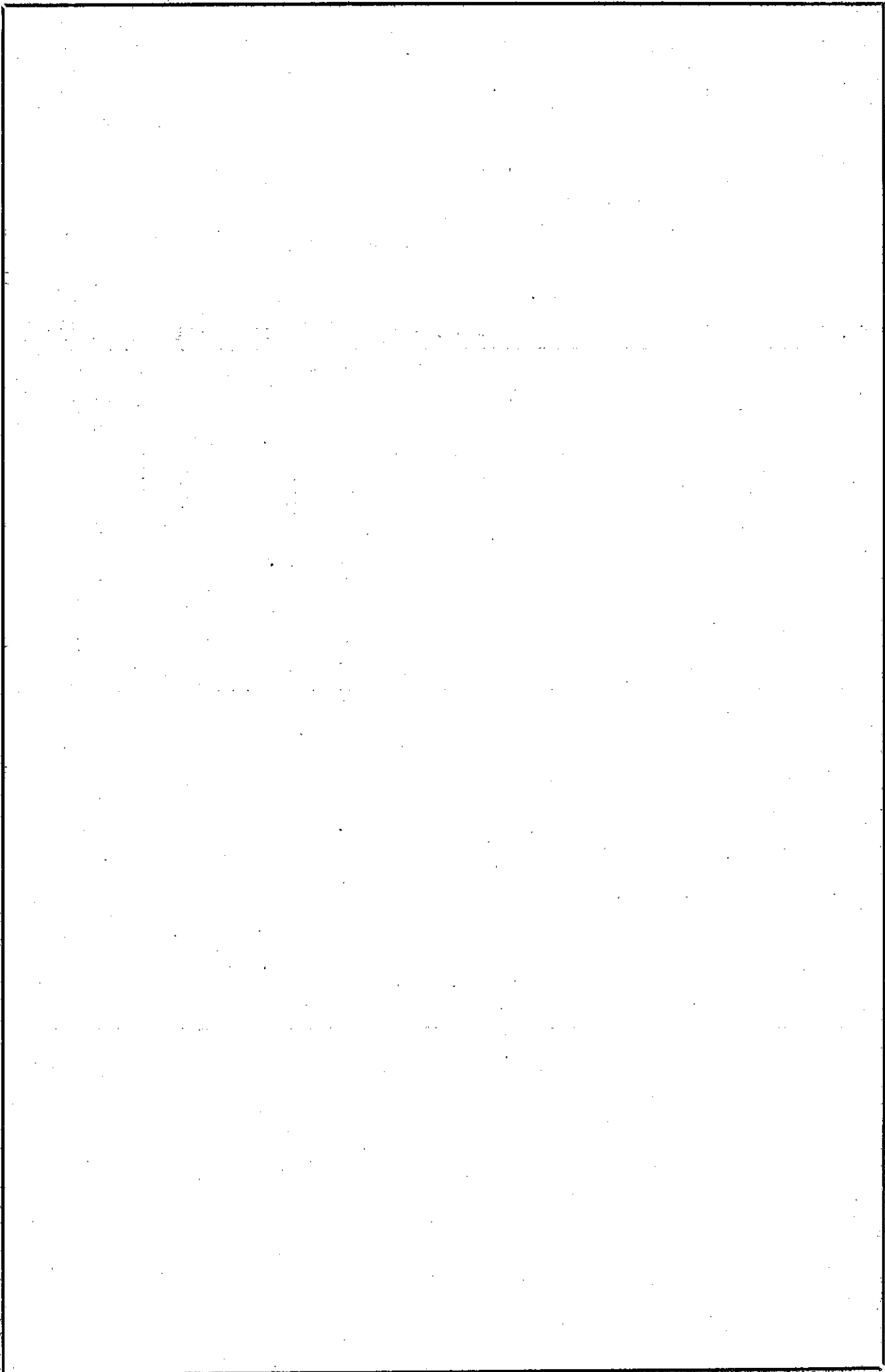
（罰則）

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



昭和四十七年六月十六日印刷

昭和四十七年六月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

H